

## 別記様式（第8条関係）

## 会議録

会議名	小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 第7回会議	
開催日時	平成29年5月30日(火) 午後1時30分開会 午後6時15分閉会	
開催場所	南足柄市文化会館 小ホール	
議長氏名	小田原市長 加藤 売一	
出席者及び欠席者氏名	別紙1のとおり	
会議事項	1議題 別紙2会議次第のとおり	<p>2会議結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議事項 協議第23号、協議第24号及び協議第28号～協議第37号を協議し、協議第23号及び協議第28号～協議第34号は原案のとおり、また、協議第24号は一部を継続協議の扱いとした上で、全会一致で承認された。また、協議第35号～協議第37号については、次回第8回会議で協議を行うこととした。</li> <li>・報告事項 報告第11号及び報告第17号～報告第19号を報告し、確認した。</li> <li>・その他 第8回会議の予定について報告し、確認した。</li> </ul>
会議経過	別紙3のとおり	

会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7回会議 次第</li> <li>・協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて</li> <li>・協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて</li> <li>・協議第28号 平成28年度決算について</li> <li>・協議第29号 市の名称について</li> <li>・協議第30号 議会議員の定数及び在任等の取扱いについて</li> <li>・協議第31号 一般職の職員の身分の取扱いについて</li> <li>・協議第32号 条例、規則等の取扱いについて</li> <li>・協議第33号 事務組織及び機構の取扱いについて</li> <li>・協議第34号 都市内分権について</li> <li>・協議第35号 新市まちづくり計画（案）について</li> <li>・協議第36号 中核市への移行について</li> <li>・協議第37号 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について</li> <li>・報告第11号 その他の事務事業調整について（B Cランク）</li> <li>・報告第17号 財務規程に基づく報告（予算の流用）について</li> <li>・報告第18号 市民アンケートの結果について</li> <li>・報告第19号 財政効果及び行政サービス水準の総括について</li> <li>・資料1 第8回会議の予定</li> <li>・第6回会議（平成29年4月25日開催）協議第25号 慣行の取扱いについて 6ページ及び9ページ修正分</li> <li>・小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 委員名簿</li> <li>・小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会だより vol.2</li> </ul>
	会議録の確定
	平成29年7月20日(木)
	会議録署名人 <u>岡本 俊之</u> 
	会議録署名人 <u>鈴木博洋</u> 

**別紙1 出席者及び欠席者氏名**

**出席者（委員）**

役職	氏名	役職	氏名
会長	加藤 憲一	委員	大杉 覚
副会長	加藤 修平	"	木村 秀昭
委員	加部 裕彦	"	川口 博三
"	時田 光章	"	奥津 博
"	柄沼 行雄	"	佐藤 廣理
"	石田 和則	"	鈴木 悅介
"	飯山 敏明	"	笠井 進
"	星崎 雅司	"	安藤 俊之
"	今村 洋一	"	木村 啓滋
"	篠原 弘	"	小野 康夫
"	井原 義雄	"	市川 昭維子
"	武松 忠	"	森住 敏逸
"	加藤 洋一	"	武井 鈴世
"	星崎 健次	"	宗像 達也
"	池田 真一		
"	岡本 俊之		

**出席者（事務局）**

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	林 良英	事務局員	中村 亮一
副事務局長	早川 潔	"	片倉 紀彦
"	松岡 武	"	久保寺 祐子
事務局員	村田 智俊	"	室橋 宝
"	柳澤 寛晋	"	菅沼 雄太
"	杉崎 恵理子	"	岩本 良
"	小澤 雅史	"	小島 加奈子
"	市川 深		

**欠席者（委員）**

役職	氏名	役職	氏名
委員	脇 雅昭		
"	牛山 久仁彥		
"	富樫 栄広		

## 別紙2 会議次第

### 1. 開 会

### 2. 会長挨拶

### 3. 議 事

#### (1) 協議事項

##### 【総括的項目】

協議第28号 平成28年度決算について

##### 【合併関係項目】

協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて③<継続>

協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて②<継続>

協議第29号 市の名称について

協議第30号 議会議員の定数及び在任等の取扱いについて

協議第31号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第32号 条例、規則等の取扱いについて

協議第33号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第34号 都市内分権について

協議第35号 新市まちづくり計画（案）について

##### 【中核市関係項目】

協議第36号 中核市への移行について

##### 【広域連携関係項目】

協議第37号 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について

#### (2) 報告事項

##### 【合併関係項目】

報告第11号 その他の事務事業調整について（B Cランク）④<継続>

報告第19号 財政効果及び行政サービス水準の総括について

##### 【総括的項目】

報告第17号 財務規程に基づく報告（予算の流用）について

報告第18号 市民アンケートの結果について

### 4. その他

#### (1) 第8回会議の予定について

### 5. 副会長挨拶

### 6. 閉会

別紙3 会議経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
林事務局長	<p>定刻となりましたので、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第7回会議を開会いたします。</p> <p>本日の会議には、富樫栄広委員、脇雅昭委員、また、急遽牛山久仁彦委員から欠席のご連絡がございまして、本日3名の委員がご都合によりご欠席をされておりますが、当協議会規約第9条第1項の規定により半数以上の委員が出席されておりますので、会議は成立する旨、ご報告をさせていただきます。</p> <p>また、当初の予定では本日の第7回会議は、小田原市を会場として開催する回でありましたが、会場確保の関係上、南足柄市での開催となっております。ご理解賜りたいと存じます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、当協議会の会長でございます小田原市の加藤市長からご挨拶を申し上げます。</p>
加藤会長	<p>皆さん、こんにちは。協議会会長の小田原市長 加藤でございます。</p> <p>昨日今日とだいぶ夏のような陽気になってまいりましたけれども、皆さんにおかれましては、お忙しい中、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第7回会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議では、2月より進めてまいりました3,270件に及びます事務事業にかかる協議が、ほぼ終了する予定となっております。</p> <p>また、市の名称といった、市民の皆様の大きな関心を集める事項の他、これまでの協議結果を踏まえまして、事務局で取りまとめを行ってまいりました「新市まちづくり計画（案）について」、「中核市への移行について」及び「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について」を、それぞれ皆様にご提示をさせていただく予定でございます。限られた時間の中で、大変多くの事項についてご協議いただくこととなり恐縮ではございますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日も、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
林事務局長	<p>加藤会長、ありがとうございました。</p> <p>ここで、委員の交代についてお知らせいたします。この度、小田原市議会の大村学委員及び加藤仁司委員から、一身上の都合により、</p>

辞任願が提出されました。これに伴いまして、新たに小田原市議会から篠原弘様及び武松忠様のご推薦をいただき、後任の委員としてご就任をいただきましたので、ここでご紹介をさせていただきたないと存じます。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立くださいますようお願ひいたします。

篠原弘委員でございます。

武松忠委員でございます。

ありがとうございました。

それでは次第の「3. 議事」に移らせていただきますが、ここで資料の確認をさせていただきます。まず、委員の皆様に事前に送付させていただいた資料といたしまして、上から順に「会議次第」、「協議第28号」、「協議第23号」、「協議第24号」、「協議第29号」、「協議第30号」、「協議第31号」、「協議第32号」、「協議第33号」、「協議第34号」、「報告第11号」、「報告第17号」及び「資料1」でございます。その他、本日皆様の卓上には、本日の「出席者名簿」、「審査順序表」、「第6回会議 協議第25号 慣行の取扱いについて 6ページ及び9ページ修正分」、「協議第35号」、「協議第36号」、「協議第37号」、「報告第18号」、「報告第19号」及び「協議会だより vol.2」を配付させていただいております。

また、「協議第32号」、「協議第33号」及び「報告第11号 別紙」につきましては、誤字等により一部修正させていただきましたので、差替え資料をお配りいたしました。お手数をおかけしますが、それぞれ資料の差替えをお願いしたいと存じます。

なお、前回第6回会議の会議録の確認ということで、当日発言のございました委員の皆様の卓上に会議録をお配りさせていただきましたので、お手数をおかけしますが、期限までのご確認をお願いいたします。以上、不足などがございましたらお申し出ください。

よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入ります。協議会規約により、会長が会議の議長となることになっておりますので、加藤会長よろしくお願ひいたします。

加藤会長

それでは、これより議事を進めさせていただきますが、ここで会議運営規程第8条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

小田原市の鈴木悌介委員と南足柄市の岡本俊之委員にお願いした

いと思いますが、皆様いかがでしょうか。

＜異議なしとの声あり＞

加藤会長

ご異議ないようでございますので、会議録署名委員は、鈴木委員、岡本委員のお二人にお願いいたします。両委員様よろしくお願ひいたします。

また本日は、協議会規約第9条第4項の規定に基づき、事務事業調整に係る説明員として、関係する部会の部会長等を出席させております。

本日の協議事項及び報告事項につきましては、次第のとおりですが、議事を進めるにあたり、協議事項に係る案件がまず報告事項としてございますので、卓上配付いたしました審査順序表のとおり進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

＜異議なしとの声あり＞

加藤会長

ありがとうございます。

それでは、審査順序表のとおり進めさせていただきます。なお、審査順序表の6についてですが、本日の会議から、これまでご協議いただいた案件を踏まえた新市まちづくり計画（案）等の協議が始まります。本日は、各案件について事務局から説明させていただきまして、ご協議については、次回第8回会議で行いたいと考えておりますので、予めご承知おきください。

それでは、審査順序表の1、「報告事項の【総括的項目】、「報告第17号 財務規程に基づく報告（予算の流用）について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「報告第17号 財務規程に基づく報告（予算の流用）について」を説明させていただきます。

お手元の「報告第17号 財務規程に基づく報告（予算の流用）について」をご覧ください。

本件は、協議会財務規程において、「会長は、歳出予算の流用をしたときは、協議会に報告しなければならない」と規定されていることに基づいて、報告をさせていただくものであります。

1枚めくって、別紙をご覧ください。

事務局の業務に伴う振込手数料について、当初の見込みを上回る件数が発生し、款2総務費の役務費に不足が生じると見込まれましたため、款1事業費から歳出予算を流用したものです。

以上をもちまして、「報告第17号 財務規程に基づく報告（予算の流用）について」の説明を終わります。

加藤会長

ただいま事務局から、「報告第17号 財務規程に基づく報告（予算の流用）について」の報告がありましたが、ご質問等ございますでしょうか。ある方は挙手をお願いいたします。

特にご質疑等もないようでございますので、それでは、「報告第17号 財務規程に基づく報告（予算の流用）について」は、ご確認いただいたということでよろしくお願ひします。

次に、審査順序表の2、協議事項の【総括的項目】、「協議第28号 平成28年度決算について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「協議第28号 平成28年度決算について」ご説明させていただきます。お手元の資料「協議第28号 平成28年度決算について」をご覧ください。

協議第28号は、協議会財務規程第10条の規定に基づき、別紙のとおり事業報告及び歳入歳出決算の承認を求めるものであります。1枚めくって別紙をご覧ください。

平成28年度の事業報告として、始めに「1 協議会、幹事会及び部会等の開催」についてですが、協議会の会議につきましては5回開催いたしました。

2ページをご覧ください。小委員会につきましては、「議会議員の定数及び在任等に関する小委員会」及び「都市内分権に関する小委員会」を設置し、それぞれ1回ずつ開催しております。

3ページをご覧ください。幹事会については4回、部会及び分科会については、随時開催をいたしました。3ページ中段の「2 新市まちづくり市民懇話会の開催」については、事前説明会の他計5回の会合を開催いたしました。この結果については、後ほど「協議第35号 新市まちづくり計画（案）について」の中でご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。「3 市民啓発・広報」についてですが、「(1) ホームページ等の作成」では、会議の開催情報や会議の結果など、多くの情報を公開するため、協議会ホームページやツイッタ

一、フェイスブックのアカウントを作成いたしました。また、「(2) 協議会だよりの作成」については、協議会だより第1号を作成し、両市の広報紙2月1日号と同時に自治会経由などで配布したものでございます。「(3) 広告の掲載」については、5ページ上段にお示ししております広告を、タウンニュースに掲載いたしました。

5ページの「(4) ノベルティグッズの作成及び配布」については、広告を入れたウェットティッシュを作成し、周知用のチラシとともに、5ページ下段の表に記載しております7つのイベントにおいて配布をいたしました。事業報告は以上でございます。

続いて、6ページをご覧ください。歳入歳出決算書について説明させていただきます。

まず、歳入についてですが、「款1 負担金」は両市の負金217万2,000円、「款2 諸収入」は神奈川県市町村振興協会からの助成金及び預金利子の計232万4,513円を収入し、歳入総額は449万6,513円であります。「款2 諸収入」につきまして、神奈川県市町村振興協会助成金が予算額を48万円余下回っておりますが、これは小委員会において想定しておりましたアドバイザーの活用を行わなかった等のために生じたものでありまして、当該額を神奈川県市町村振興協会に返還しております。

次に、歳出についてですが、「款1 事業費」「項1 協議会費」では、協議会委員謝礼の他、会議開催経費等133万7,602円を、「項2 調査研究費」では、新市まちづくり市民懇話会の参加者謝礼他、開催経費等44万3,124円を、「項3 広報広聴費」では、協議会ホームページ及び協議会だよりの作成費等に要する委託料141万9,000円をそれぞれ支出いたしました。この他、「款2 総務費」「項1 事務局費」では、調整のための旅費や資料印刷費などの経費41万7,190円を支出し、歳出総額は361万6,916円でございます。予算額に対して136万円余の執行残がございますが、これは平成28年度中の小委員会の開催回数が予定よりも少なく、これにより委員報酬等の支出が抑えられた等のためでございます。

以上、歳入歳出の差額87万9,597円が、平成29年度への繰越となっております。この決算については、協議会規約及び財務規程に基づき、5月19日に監事両名による監査を実施したことを申し添えます。

以上をもちまして「協議第28号 平成28年度決算について」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願ひ申し上げます。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第28号 平成28年度決算について」説明がありました、ここで会計監査の報告を、監事であります安藤俊之委員からお願ひいたします。

安藤委員

監事を仰せつかっております、安藤です。

監査の報告書でございます。小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会規約第15条の規定により、平成28年度における会計の監査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告させていただきます。

平成28年度における当協議会の会計及び歳入歳出決算について、財務規程第10条の規定に基づき、監事であります木村啓滋委員と私の2名で監査を実施いたしました。

お手元の「協議第28号 平成28年度決算について」の別紙の7ページ、「監査結果報告書」をご覧ください。

審査につきましては、5月19日にかながわ西湘農業協同組合本店及びさがみ信用金庫本部におきまして、平成28年度の収入伝票、支出伝票等の関係帳簿、普通預金明細及び事業報告書の提出を求めるとともに事務局職員から説明を受け実施いたしました。審査の結果、決算書類の計数は、関係帳簿と符合し正確であるとともに、予算の執行及び会計処理についても、適正であると認められましたことを報告いたします。

幹事、安藤俊之、同幹事、木村啓滋、以上でございます。

加藤会長

ありがとうございました。

「協議第28号 平成28年度決算について」、事務局からの説明と、監事である安藤委員から会計監査の報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。ある方は挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご質疑等もないようでございますので、「協議第28号 平成28年度決算について」は、原案のとおりご承認いただいたということで、ご異議ございませんでしょうか。

<異議なしとの声あり>

加藤会長

ありがとうございます。

次に、審査順序表の3、「報告事項の【総括的項目】、「報告第18号 市民アンケートの結果について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

松岡副事務局長

「報告第18号 市民アンケートの結果について」ご説明させていただきます。お手元の資料「報告第18号 市民アンケートについて」をご覧ください。

報告第18号は、「市民アンケートの結果について、別紙のとおり報告する」ものでございます。

1枚めくって別紙をご覧ください。

このアンケートは、合併、大都市制度、広域連携という協議事項や、行政改革に対する市民の皆さんの基本的な認識を把握するとともに、今後、協議結果を取りまとめて広報資料を作成する際の参考とすることを目的に、無作為に抽出した両市の市民3,600人を対象に、本年4月17日から5月1日までの期間で実施したものでございます。アンケートを送付した3,600人の内訳は、小田原市民が2,374人、南足柄市民が1,226人となっております。アンケートの回答状況については、3,600人のうち1,177の方から回答をいただき、回収率は32.69%でありました。

それでは調査結果について説明させていただきます。

問1の回答者の基本情報のうち性別については、男性が47.07%、女性が51.06%、性別未記入の方が1.87%であります。居住地域については、小田原市の方が62.62%、南足柄市の方が35.51%となってございます。発送時は、小田原市の方が65.94%、南足柄市の方が34.06%であったので、南足柄市の方の回答率が高い結果となっております。

以下、問2から問7については、選択肢ごとにその回答率を示すとともに、設問内での上位の選択肢については、その上位からの順位を丸数字により示しております。

問2は、2市協議会を設置し、協議を行っていることを知っているかを伺ったものでございます。「合併」、「中核市移行」、「広域連携」のいずれかについて協議を行っていることを知っているとの回答を合わせると、64%を超えておりました。なお、「協議していることをアンケートで初めて知った」と回答した人の割合は、昨年7月に実施したアンケート時には約41%でしたが、今回のアンケートでは、約21%となっており、当協議会が両市民に認知されてきてい

ることが伺える結果となってございます。

問3は、行政改革に取り組んでもなお、現状の行政サービスを維持していくことは難しいと見込んでいるが、両市の行政運営についてどの様に感じているかを伺ったものであります。「これまでどおりの行政運営や更にはサービスの維持・向上も可能である」との回答は約13%に止まっている一方、「両市」または「どちらか一方の行政サービスの低下が避けられない」との回答を合わせますと58%を超える比率であり、両市民が両市の現状の行政運営に対して不安を抱いている様子が伺える結果となってございます。

2ページをご覧ください。

問4は、問3で両市または、どちらか一方の行政サービスに低下が避けられないと感じている方に対し、合併をした場合に、市民に対するサービス水準の見直しが必要な場合の有効策を伺ったものであります。「機能が重複する公共施設の統廃合」及び「効果の低い事業の休廃止」が有効であるとする回答がともに30%を超える結果となっており、使用料の値上げなど直接的に市民への影響がある行政サービスの見直しの前に効率的な行政運営に向けた取り組みが必要であると考えていることが伺えます。

問5は、中核市になることによって、市が今よりも幅広い事務を担うことについてどの様に思うかを伺ったものであります。「市の財政的な負担が増えないのであれば、市民に身近な市の事務は幅広い方が良い」との回答が、46%を超えており、多くの市民が中核市への移行による市の事務範囲の拡大や行政サービスの向上を期待していることが伺えます。その反面、「選択肢未回答」が20%を超えていることから、中核市への移行に関する認知度が低いことが伺えます。

問6は、今後、両市は周辺の町との広域連携にどの様に取り組むべきかを伺ったものでありますが、「県西地域全体の行政サービスの安定的な提供に両市が積極的な役割を果たすべき」と回答した方が62%を超えており、引き続き県西地域の中心的な役割を期待していることが伺えますが、このうち72%の方は、「市の財政的な負担が増えないのであれば」という考え方であり、両市の市民は、中心市の側に財政的なメリットのある連携を望んでいることが伺えます。なお、次いで多かった回答は、23%超の「連携は必要最小限にすべき」でございました。

問7は、当協議会終了後に、協議結果の十分な説明を経て、合併についての意向を伺う際に、合併について重要視する点を伺ったも

のであります。上位から「合併後の市の行政サービス水準」、「合併による財政的な影響」となっており、併せて60%を超える方が、合併が市民生活に及ぼす影響について関心があることが伺えます。続いて、「合併後の市のまちづくりの方針」が3番目となっており、「合併後の市の名称」、「広域連携のあり方」及び「中核市への移行」については、いずれも10%未満という結果となってございます。

問8については、設問が自由記載となっていることから説明は割愛させていただきますが、合併に対する意見など、大まかな内容別に整理しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

また、ただいま説明しましたアンケート結果の概要の他、この結果を設問ごとに全体・小田原市・南足柄市に区分し、それぞれグラフ化したものを添付しておりますので、こちらも後ほどご覧いただければと思います。

以上をもちまして「報告第18号 市民アンケートの結果について」の説明を終わります。

加藤会長

ただいま事務局から、「報告第18号 市民アンケートの結果について」の報告がありましたら、ご質問等ございましたら挙手にてお願いいたします。

武松委員、お願ひいたします。

武松委員

アンケートの中で、回答者全体と、小田原市・南足柄市それぞれのデータが出ているわけですが、ここで言う回答者全体というのは、あくまでも今回のアンケートを取るに当たって、要は2市の人口比率と違ったデータで集めているはずなんですが、あくまでも回答者全体ということで、これが小田原市・南足柄市の平均的な答えとは異なるという認識でよろしいのか、お伺いいたします。

松岡副事務局長

グラフの結果を見ていただきますと、それぞれ南足柄市と小田原市という形での傾向が出ております。全体を見てとった部分と、小田原市・南足柄市という形での比較はございます。それぞれ、前回もご説明いたしましたとおり、この回答の母数につきましては、統計学上必要な母数は充たしているということですので、小田原市は小田原市としての状況、南足柄市は南足柄市としての状況ということで、個別に判断をしていただいて結構かと思っております。

武松委員	そうしますと、回答者全体というのが、小田原市と南足柄市の全体的な平均的な意見と間違えて捉えかねないと危惧するわけです。その説明をちゃんとしておくべきだと思うのですが、その点についてお伺いしたいと思います。
松岡副事務局長	ご指摘のとおりと思いますので、今後、このグラフをご説明するときには、そのような形で正確にお伝えしていきたいと考えます。
加藤会長	よろしいでしょうか。その他、いかがでしょうか。 奥津委員、お願ひいたします。
奥津委員	南足柄市自治会の奥津です。アンケートをとっていただいたわけですけれども、これはご質問があったように、これからどうするかという問題も含めまして、大変貴重な数字、データだと思いますけれども、今後、特に新市まちづくり計画の中において、このアンケートの問題等も加味した戦略、と言うとおかしいですが、そういう計画的なものを入れていただけるのかどうか、事務局の今後の対応の仕方について、どのようにこれを使っていくのか。それと、この結果を、やはり市全体にもう少し、未解答の方もいらっしゃるし、まだ何をやっているかよく分からない、2市協議会をやっているけど方向性が分からないということも、データとして出てきているわけです。そういう意味でも、やはりピーアールをもう少ししていかないとまずいのではないかと思うのですが、その辺、事務局は今後どのような形で扱っていくのか、計画を教えていただければと思います。
加藤会長	ありがとうございます。2点いただきました。このアンケートを新市まちづくり計画の中に何らかの形で盛り込んでいくのかということと、アンケート結果の周知ということですね。事務局の方からお願ひします。
松岡副事務局長	まずは市民周知の件ですが、ご指摘のとおり、まだまだ認知度の関係で20%の方が分からないということですので、これから広報7月号や協議会などで、市民周知をやっていきたいと予定をしてございますし、ホームページも含めて、いろいろな形で、この協議の結果、経過については周知徹底を図っていきたいと考えております。また、新市まちづくり計画の反映ということでございますが、

今回のこのアンケートから直接的に新市まちづくり計画に反映という部分はなかなか難しいところがございますが、前回、昨年行ったアンケートの中では、市民の皆様のまちづくりに対する意向などをお伺いさせていただいておりまして、そのアンケートの結果につきましては、まちづくり計画の中に反映させるという形で取り組んでいるところでございます。

奥津委員

結構だと思いますが、やはり市民の目から見た場合、周知徹底するというのは非常に重要なことで、自治会を通すとか、そういう組織的なものを活用して、利用することが大事だと思います。特に、この合併という問題、これは合併ありきの問題ではないのですが、こういう機会を大切にして、せっかくこういう会議をもって何回か討議しているわけですけれども、いろいろな意見が出まして、その中でどういう形で本当に将来、財政なり行政の改革をしていくて、小田原市と南足柄市が生きていくのか、そして住民にいい環境をつくっていくのかというところが、結局そこがポイントになると思うのです。せっかくアンケートをとったのですから、やはりそのアンケートを十分活用することが、アンケートに答えてくれた方に対する礼儀だと思いますし、それもしっかりと守っていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

加藤会長

貴重なご意見、ありがとうございます。奥津委員のおっしゃる通り、直接的に政策のあり方等について新市まちづくり計画上に反映できる部分は少ない点もありますけれども、全般的な関心の傾向に沿ってまとめていくということは当然重要でありますので、できる限り生かしていく方向で進めていきたいと思います。

その他、いかがでしょうか。笠井委員、お願いします。

笠井委員

アンケートの問4ですけれども、「人件費などのコストの削減」という表現がありますよね。これは、私たち一般企業ですと、人件費の削減ということになると、リストラや早期退職ということも含まれてくる。その中で、次のページの経費削減の方法に関する意見で、やはり人件費などのコストの削減と書いてある。実際、人件費の削減というのを一般企業並みにやっていく期待というのが、市民に誤解を与えないかということがすごく心配なのです。そういう面では、人件費などの削減というのは具体的にどうしたことなのかという表現はあるのでしょうか。

加藤会長	人件費の削減ということの、具体的な内容についてということでしょうか。では、事務局お願いします。
松岡副事務局長	合併をすることによって、職員数自体を見直していくという形になりますので、直接的な給料を下げるというよりは、まずは職員の総数、総体を見直した中での人件費削減から行っていくという形で、事実的に挙げさせていただいているものでございます。
笠井委員	それであれば、デリケートな表現をされないと解釈が非常に大きくなります。それに気を付けて書かないと、そういった皆さんの期待と相反する内容にならないか心配なので、簡単に人件費削減という表現はちょっとどうなのかなと感じますので、今後気を付けていただきたいと思います。
加藤会長	<p>貴重なご指摘ありがとうございました。</p> <p>その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご質疑等も尽きたようでございますので「報告第18号 市民アンケートの結果について」は、ご確認いただいたということでおろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、【合併関係項目】の「報告第19号 財政効果及び行政サービス水準の総括について」を議題といたします。事務局に報告を求めます。</p>
早川副事務局長	<p>「報告第19号 財政効果及び行政サービス水準の総括について」を説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料「報告第19号 財政効果及び行政サービス水準の総括について」をご覧ください。</p> <p>報告第19号は、「財政効果及び行政サービス水準の総括について、別紙のとおり報告する」ものでございます。</p> <p>1枚めくって別紙をご覧ください。</p> <p>1ページのA3判用紙横長の集計表は、前回までの協議結果と今回お諮りします調整方針案に基づいて、財政効果額を集計したものであり、前回の会議で参考資料としてお示ししました一覧表を更新したものです。表のつくりは前回と同じでございます。2段目の右端にあるとおり、全部で3,270ある事業のうち、本日</p>

の第7回会議時点では3,268事業の調整がなされており、その効果額の集計は18億8,351万6千円となっております。また、3段目には参考として、人工の削減効果を示してございますが、現時点では約84人の削減効果が見込まれております。なお、この数字は事業執行に必要となる職員数から算出しておりますので、管理・監督者の人員数は原則として含まれてはおりません。

各項目の中で特徴的なものについて説明させていただきます。

まず、1段目の「議会議員の定数及び在任等の取扱い」ですが、9,279万円の減となっております。これについては後程、協議第30号でご説明いたしますが、合併後の市の議会議員の条例定数に基づいて算出した額となっております。

次に、右側に3つ隣の「一般職の職員の身分の取扱い」ですが、6億9千4百万円の減となっております。これについては、後程、協議第31号でご説明いたしますが、合併から5年経過した後の一般職の職員数に基づいて算出した額となっております。

なお、未調整の2件については、第8回会議以降に協議いたしますが、合併による財政的影響がないと見込まれるものでございます。また、今回の効果額は現時点での集計値であります、再度事務局にて精査し、次回以降に確定した数値をお示しする予定でございます。

続いて、次の2ページをご覧ください。こちらは、事務事業調整の結果、市民にとって合併後の市のサービス水準がどのように変化するかについて、小田原市民、南足柄市民、それぞれの立場から見て集計したものであります。なお、市民に対して直接的にサービスを提供しない、行政内部の事務事業については、この集計から除外しており、集計に使用した事務事業の総数は、1,417件となっております。なお、ここで挙げております「サービス水準が向上する」という表現ですが、具体的には、サービスを受ける対象者が増加する、サービスを受ける金額や対象物が増加する、サービスを受ける回数が増加する、サービスを受けられる箇所数が増加するなど、市民から見て行政から受けるサービスが良くなる傾向にある場合を指して言っております。対して「サービス水準が低下する」というのは、その逆で、市民から見て行政から受けるサービスが悪くなる傾向にある場合を言っております。

まず、小田原市民から見たサービス水準の変化でございますが、サービス水準が向上する事務事業数が141件、サービス水準が低下する事務事業数が65件、向上も低下もどちらもあり得る事務事

業数が31件、サービス水準が変化しない事務事業数が1,180件となっております。全体に対するそれぞれの割合については、円グラフの中で表記しておりますが、「サービス水準が変化しない事務事業」が全体の8割を超えております。

一方、南足柄市民から見たサービス水準の変化でありますと、サービス水準が向上する事務事業数が389件、サービス水準が低下する事務事業数が94件、向上も低下もどちらもあり得る事務事業数が61件、サービス水準が変化しない事務事業数が873件となっております。

両市ともに、合併によって「サービス水準が変化しない事務事業」が多くなっておりますが、南足柄市民の方が、サービス水準が変化する事務事業が多く、中でも「サービス水準が向上する事務事業」が全体の27%を占めておりまして、南足柄市民の方が、合併によってサービス水準が比較的向上するということがこの集計結果から読み取ることができます。

次の3ページから5ページにかけては、サービス水準の変化を15の部会ごとに集計したものであります。部会ごとに若干の違いはございますが、全体的な傾向としては、先程ご説明した分析と変わらないことが確認できると存じます。こちらについては、後程ご確認いただければと存じます。

また、先程「報告第18号 市民アンケートの結果について」でご説明いたしましたとおり、市民の皆様が合併の是非を判断する際に重要視する点として「合併後の市の行政サービス水準」及び「合併による財政的な影響」が上位に挙げられているところでございます。これらのデータについては、協議終了後に市民の皆様にお配りする市民周知用パンフレットの中で、その他の協議結果とともに掲載し、両市の市民に対して広く周知することを予定しております。

以上をもちまして「報告第19号 財政効果及び行政サービス水準の総括について」の説明を終わります。

加藤会長

ただいま事務局から、「報告第19号 財政効果及び行政サービス水準の総括について」の報告がありましたと、ご質問等ございましたら挙手にてお願ひいたします。

宗像委員、どうぞ。

宗像委員	南足柄市P T A連絡協議会の宗像です。今回このように財政効果額集計表をいただいたのですが、サービス水準の5ページになりますが、教育部会のところで小田原のサービス水準が向上するというのはあまり見られないのですが、南足柄市の方が40%とかなり多いサービス水準の向上が見られるという値が出ていまして、具体的にどのような向上が見られるのか教えていただけたらと思います。
村田事務局員	個別具体的な事務事業でということでしたら、改めてお答えさせていただきますが、教育部会に関する事務事業につきましては、元々の全15部会中、総体的に見ますと、小田原市と南足柄市のサービス水準の差がもっとも大きかったというような傾向がございます。結果といたしまして、小田原市で実施している事業を南足柄市の区域まで拡大するパターン、あとは小田原市の方が同じ事務事業をやっていても、配置人数等が多いような事務事業がかなりございまして、それらの水準を維持することによりまして、結果的に南足柄市域の水準が上がっていくというような状況になります。ただし、人的サービスがほとんどでございますので、この分野につきましては、やはり総体的な財政負担額を増やしていくというのはなかなか難しいという判断の中で、小田原市の方として、全体の人数やコストを上げないまま、南足柄市の方の水準を上げるという選択肢をとっている事務事業が多いものですから、その結果、小田原市側では、もちろんサービスの実質の部分には影響のないような調整はされているのですが、数字の面で見ますと、配置の人数が今まで例えば小田原市側で5人、南足柄市側で3人という人的配置があったものを増やすのではなく、トータルとして見ていくような形になりますもので、結果的に小田原市側から見ると、回数であったり人数であつたりが下がるものがあるというようなことがあります、この小田原市と南足柄市で傾向が概ね平衡になっている部会というようになってございます。ただ、繰り返しますけれども、小田原市側でも、実質的な影響がないように、そこは工夫して事務事業を実施していくということが部会の中で整理されておりますので、そのような対応でやっていくということになっております。そういう結果をもってのこの数字でございます
宗像委員	承知いたしました。ありがとうございます。

加藤会長	その他いかがでしょうか。岡本委員、どうぞ。
岡本委員	A4資料の5ページ最後の下段のところで、市民にとって全体的にサービス水準が変化するということで書かれているんですけれども、特に、南足柄市の市民にとってサービス水準が低下するというところで、この議会が44%というのがございます。これが一番、低下する中では数字的に高いのですが、低下するという意味を教えていただきたいと思います。
村田事務局員	少々抽象的な説明になってしまふかもしれません、現実問題、今両市に議会がそれぞれございまして、いわゆる議場、会議が開催される場所が、小田原市は小田原市議会の議場で、南足柄市は南足柄市議会の議場で行われていて、議会の開催される場が、いずれ小田原市の議場を使うといった想定になった場合、傍聴の機会など距離的な問題を勘案して、ここはサービスの水準が低下するというような整理をさせていただいたということでご理解いただければと思います。
岡本委員	すみません、ちょっと分かりにくくて。44%の前に総数が9のうちの4という、それが積み重なって44%になっていると思うのですが、その4つの内容を説明していただけると分かりやすいかなと思います。
中村事務局員	事務局の方からご説明させていただきます。先程申し上げましたとおり、傍聴関係の業務について、議場の関係で南足柄市民に対するサービス水準がマイナスになることはご説明させていただきました。それ以外につきましては、市民から提出される請願や陳情の事務の受付業務も、議場が一つになるということでサービス水準の低下として挙げさせていただいております。あとは、市議会だよりの発行事業及び議会図書室の管理事務で、合わせて4件となっております。
岡本委員	傍聴とか請願、陳情というのはいずれにしても議会に持っていないといけないので、影響があるかと思うのですが、仮に、合併した場合に議会報は市内全域に入るわけですし、そういう部分は影響になるのかなと。逆にちょっと拝見していて、例えば、合併後の定数とか、またその市域の最初の定数特例とか、そういうことを含

めて影響が大なのかと判断したので、その辺と現実とどうも書かれているものが違うなど。特に、南足柄市民にとってサービス水準が低下するのが44%と数字的にも大きいので、その内容を確認したかったので発言させていただきました。大体分かりましたので結構です。

加藤会長

ありがとうございます。

安藤委員、どうぞ

安藤委員

ただいまの説明で、サービスの水準なり、財政効果というものがある程度理解はできましたが、いずれにしても合併したとしたら、合併に伴う経費が当然出てくると思います。また、中核市に移行した場合、今まで県が行っていたものの新たな行政負担、こういったものも出てくるかと。ですから、こういったサービスの変化なり、もしくは財政効果も大事ですが、やはり合併すれば当然、いずれにしても名称が変わればすべての合併手続きにおいて、相当費用負担も発生するだろうし、新たに中核市に移行した場合に、今までなかった新たな行政事務、広域連携に伴う負担金がどうなるかとか、そのように合併後に新たに発生するだろうと思われる、そういった合併費用も含めて出てこないと、一概にはこの合併の財政効果だけではなかなか読み取れないなと感じておりますが、その点はいかがでしょうか。そのような検討をされているか、お伺いしたいと思います。

加藤会長

ご質問の趣旨は分かりました。事務局の方で、その辺りどう捉えているか、お願いします。

早川副事務局長

ただいまお示しました行財政の効果額、またサービス水準の変化につきましては、事務事業調整の3,270件のそれぞれを積み上げた全体の事務事業上の執行上のプラス・マイナスということで集計をさせていただきました。安藤委員からご指摘いただきましたような、合併することによる、あるいは中核市へ移行することによる経費の部分につきましては、また後程の協議項目の協議第35号、36号といったところで、初期的なコストも含めて、また例えば中核市へ移行した場合のランニングコストはどうなるのだろうとか、そういうものも含めて、これは後程の協議事項の中で数字としてお示しいたします。

安藤委員

了解いたしました。

加藤会長

ありがとうございました。

加藤委員、どうぞ。

加藤洋一委員

1ページ目の上段の中程、一般職の職員の身分の取扱いという、ここで6億9千万円の財政効果が出るとされております。後程、協議第31号の中で、職員の給与についていろいろ検討がされるようなんですけれども、本俸については、南足柄市の職員は大体小田原市の給与に近づけて、そんなに変化はないのかなと。ただ一番大きく違うのは、地域手当なんですよね。小田原市の職員は本俸の7%の地域手当が出ていますと、南足柄市の職員は地域手当ゼロですから、まったく本俸についていないと。これを、協議第31号を読むと、5年かけて統合していくと。統合するということは、私は小田原市に合わせると読み取っているのですが、この分は支出増になろうかと思うんですけど、6億9千万円の財政効果が出るというその根拠についてお聞きしたいです。

企画部会

企画部会からお答えいたします。まず、合併によりまして人件費相当額が減少する部分がございます。これは、合併することによってスケールメリットを生かす形で、現行の小田原市の職員数、そして南足柄市の職員数を足したものから、約120名が削減できると計算しております。それが減少分でございます。一方、合併することによる人件費の増加額の要素として今、ご指摘にございました地域手当、これが一番大きいわけですけれども、その増加分がございます。これを差引きした額が6億9千万円削減できるというような形になってございます。

加藤洋一委員

ちょっとアバウトすぎないですか。120名が余るから、民間であればその方々をリストラできるとか、退職してもらえば、それはもう120名分の効果額は出ます。でも地方公務員法によって、合併したからといって職員が余ったからといって、あなた退職ですよということはできないじゃないですか。その120名をそのまま抜いてしまうという、これは粗っぽくないですか。いかがですか。

加藤会長	その辺りは当然考えていると思いますが、事務局お願いします。
企画部会	企画部会からお答えいたします。もちろん、合併した時点でその120名を削減できるということではなくて、合併完成時、合併後5年間をかけてそれぞれ退職者の不補充というものを中心として、その数にもっていきたいと考えております。
加藤洋一委員	分かりました。
加藤会長	小野委員、どうぞ。
小野委員	小田原市社協の小野でございます。各論的になって申し訳ないのですが、この資料のA3の財政効果額集計表の福祉・医療部会の数字と福祉・医療部会の事業数、この辺は財政効果のプラス・マイナスと事業数で見たときの向上する、低下するというのと連動している形になるのかということをお聞きしたいのです。と言いますのは、Aランクの事業で、福祉・医療部会は1億2千万円程プラスと、これはいわゆる増加するということですかね。これだけの経費が合併することで増加する。ところがBCランクの中では、1億4千万円程減額できるということになりますと、この金額と、この向上する、低下する、どちらもあり得るということもあるのかもしれませんですが、変化しない場合は基本的に数字には影響ないかと思うんですけど、この事業数との関係でいくとどうも数字の差が大きいのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。規模の大きい事業があって、それでマイナス効果がたくさんあるとか、プラス効果がたくさんあるとかということになるのかどうか。あるいは、数値はそれほど連動していなくて、それぞれを積み上げたものなのか、その辺をお聞かせいただければと思います。
林事務局長	福祉・医療部会のAランクの1億2,123万6千円のプラスという部分と、先程のサービス水準のプラスという部分、こういった福祉事業に要する、例えば給付金であるとかそういうものを小田原市の水準に合わせた部分等もかなりございますので、そういうった住民に対するサービスの部分が全体として南足柄市の部分が上がったことによって、経費としての増加の部分という形で表れているというのが大きな考え方でございます。逆に、福祉・医療部会のBCランクの部分につきましては、具体的なBCの方は事務処理に関わ

る部分が多くございますので、例えば、そういう事務処理に当たつての事務の統合による人員の削減であったり経費の合理化であったり、こういった部分で削減効果が出ているということでございますので、こちらについてはサービスの低下ということよりはむしろ、事務の合理化によって行革が図られている部分が中心になってこようかと思います。

小野委員

そうしますと、事業数のサービスが向上するという意味合いは、Aランクを中心とした1億2千万円の方の数字に反映されているという理解でよろしいですか。私は、福祉部門というのは一番お金がかかることなのかなという意識でいたのですが、全体的にはB Cランクを合わせると、1, 800万円が減少するということでの数字ですから、意外な結果だと受け止めているんですけど。

林事務局長

小野委員がおっしゃいましたように、住民への給付関係についてはAランクの方でご審議いただいた内容が中心でございます。そういったことから、B Cの方については、実際の職員等が事務を行う場合の事務の合理化あるいは施設の関係とか委託とか、一つに統合することによる事務の合理化といったものの影響で、こういう数字が出ていると、全体としてはそういう傾向が強いと思います。

小野委員

そうしますと、福祉・医療部門については全体で見ると、合併効果というとおかしいですが、こういうふうに一緒になることによつて、経費増というのは今のところ見込まれないという理解でよろしいですかね。トータルでマイナスの話になっていますので。

林事務局長

全体の傾向からいきますと、福祉・医療部会の全体の最終的な合計が1, 881万6千円ということで、差引き若干の減という形になりますので、サービスを増やした分、事務の合理化で経費の削減を図っているという部分があろうかと思います。サービスの増といつても、小田原市の水準に南足柄市の給付レベル等を上げたという部分が多いかと思いますので、小田原市民にとってみれば、現状の水準を維持というところかと思いますけれども、南足柄市民のサービス面については上がっているというような傾向になってこようかと思います。その辺は、後ろにあるグラフ等にも表れているところではないかと思います。

小野委員	よく分かりました。ありがとうございました。
加藤会長	<p>その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご質疑等も尽きたようでございますので、「報告第19号 財政効果及び行政サービス水準の総括について」は、ご確認いただいたということでよろしくお願ひします。</p> <p>次に、審査順序表の4、協議事項の【合併関係項目】に入ります前に、前回第6回会議において「協議第25号 慣行の取扱いについて」一部を修正の上ご承認いただきましたが、修正状況について事務局から説明をお願いいたします。</p>
早川副事務局長	<p>「協議第25号 慣行の取扱いについて」のうち、前回第6回会議で一部修正の扱いとなりました「平和都市宣言」及び「環境都市宣言のまち宣言」についてご説明いたします。</p> <p>お手元の資料「第6回会議（平成29年4月25日開催）協議第25号 慣行の取扱いについて 6ページ及び9ページ修正分」をご覧ください。</p> <p>まず、「平和都市宣言」であります、調整案の「考え方」の部分を修正いたしました。前回お示ししました調整案の考え方は、「小田原市は、市としての宣言である一方、南足柄市の宣言は議会決議という方式で機関意思（議会意思）としての決定であることから、比較的整っていると言える小田原市の事務処理方法を適用する」としておりましたが、意思決定機関について言及するのではなく、宣言の趣旨を引き継ぐことに主眼を置き、記載のとおり「小田原市平和都市宣言と南足柄市の核兵器廃絶平和都市宣言は目指すところが同一であり、合併後の市においても小田原市平和都市宣言を生かすることで、南足柄市の決議の趣旨が反映される」と修正をしたものでございます。</p> <p>裏面をご覧ください。</p> <p>次に、「環境都市宣言のまち宣言」であります、「調整案」及び「考え方」について修正したものでございます。前回お示ししたものは、「合併後の市では同様の宣言を行わない」という調整案しながらも、考え方において「合併後の市における宣言については、必要性も含め合併後に検討する」という記述がありまして、整合が取れていないとのご指摘をいただいた部分でございます。「調整案」及び「考え方」について再度検討し、こちらに記載のとおり、調整案につきましては「合併時に環境都市宣言のまち宣言を廃止する」と</p>

いたしまして、その考え方につきまして「南足柄市に特有の内容となっているため、現宣言は廃止するが、宣言内容の有用性は認められるので、合併後の市において新たな宣言を制定することを含めて検討する」と修正をしたものでございます。

以上をもちまして「協議第25号 慣行の取扱いについて」のうち、前回第6回会議で一部修正の扱いとなりました「平和都市宣言」及び「環境都市宣言のまち宣言」についての説明を終わります。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第25号 慣行の取扱いについて」の修正状況について説明がありましたが、ご質問等ございましたら挙手にてお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、質疑等もないようでございますので、「協議第25号 慣行の取扱いについて」の修正状況については、ご確認いただいたということでよろしくお願ひいたします。

では改めまして、「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて」を説明させていただきます。

お手元の資料「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて」をご覧ください。

協議第23号は、前回第6回会議に引き続いでの案件でございまして、今回は、環境、福祉・医療、経済、都市、建設、下水道、議会の各分野に関連する補助金、交付金についてお諮りするものでございます。

1枚めくって別紙をご覧ください。

補助金、交付金について、「現行どおりとするもの」、「小田原市の事務処理方式を適用するもの」、「南足柄市の事務処理方式を適用するもの」、「新たな事務事業に再編するもの」、「廃止するもの」と調整方針ごとにまとめております。

はじめに前回第6回会議において、委員の方からご指摘をいただきまして、幹事会にて再協議を行った事務事業2件についてご説明させていただきます。

まず、9ページ中段の35番「老人福祉施設等整備費補助金」については、市内において介護老人福祉施設等を整備する事業者に対し、整備費補助金を交付するものでございますが、施設整備を行う事業者への影響を考慮し、当面、補助金の上限額の高い小田原市の

事務処理方式を適用するとして再調整したものであります。

次に、31ページの88番「介護老人保健施設整備費補助金」については、市内において介護老人保健施設を整備する事業者に対し、整備費補助金を交付するものでございますが、施設整備を行う事業者への影響を考慮し、当面、補助金の上限額の高い南足柄市の補助基準額を適用するとして再調整したものであります。

この2件の補助金については、合併後の市において高齢者福祉介護計画を策定する際に、この計画に盛り込まれる施設整備の考え方を踏まえ、新たな補助基準額をそれぞれ設定すると整理してございます。

それでは、1ページにお戻りいただき、主な調整（案）について、説明させていただきます。

まず、1ページの1番「和留沢地区水道施設整備費補助金」から9ページ上段の34番「地域水源林長期施業受委託補助金」までの34件は、幹事会等における調整により、合併時は「現行どおりとするもの」として整理したものでございます。この内、1ページ下段の4番「商工会議所・商工会補助金」は、小田原箱根商工会議所及び南足柄市商工会を支援し、もって市内商工業の発展を図るものであり、現行どおり両団体に補助金を交付することとしますが、地域の特徴に配慮しながら両団体の統合の可能性について検討する必要があるとしております。

2ページ上段の6番「小田原市商店街連合会補助金」は、小田原市内商店会の連合体であります小田原市商店街連合会の運営費に対し補助金を交付する小田原市の単独事業であり、現行どおりとしますが、補助基準の再検討を行うとしております。

9ページ中段の35番「老人福祉施設等整備費補助金」から30ページ下段の87番「政務活動費」までの53件は、「小田原市の事務処理方式を適用するもの」として整理したものであります。

11ページ上段の38番「野良猫の去勢・不妊手術費補助金」については、野良猫を保護し、飼い猫とする場合に猫の去勢・不妊手術費用の一部を補助する小田原市の単独事業でありますが、南足柄市域にも対象を拡大することとしております。

二段下の40番「中小企業信用保証料補助金」については、返済能力がありながら、金融信用力が乏しいために金融機関の融資を受けることが困難な中小企業者のために、信用保証料に対する補助金を交付するものでありますが、類似団体の水準を考慮し小田原市の事務処理方式を適用し、中小企業の支援を行うこととしております。

一段下の41番「商店街街路灯等電気料補助金」については、商店会が、共同施設として維持管理する街路灯、アーチおよびアーケード灯等に使用した電気料金に対し補助金を交付する小田原市の単独事業であります。南足柄市域にも対象を拡大することとしております。

12ページ下段の43番「持続可能な商店街づくり事業費補助金」は、地域に根付いた商店街づくりにおける商店街団体等が、新たに実施する中長期的な取り組みに対し補助金を交付する小田原市の単独事業であります。南足柄市域にも対象を拡大することとしております。

13ページ中段の46番「勤労者福利厚生活動支援事業補助金・勤労者共済会運営費助成金」については、中小企業の勤労者等を対象に、給付事業や福利厚生事業を行っている小田原市勤労者サービスセンター及び南足柄市勤労者共済会に対して、それぞれ運営費等の一部に補助金を交付するものであり、両団体の統合を働きかけ新しい団体を組織した場合には、小田原市の事務処理方式を適用することとしております。

一段下の47番「レンタサイクル事業運営費補助金」は、観光客の利便性・回遊性を高めることを目的に、NPO法人小田原ガイド協会のレンタサイクル事業に補助金を交付する小田原市の単独事業であります。利用ニーズが高いことから継続して実施するとともに、南足柄市域での事業展開についても研究することとしております。

一段下の48番「観光協会補助金」については、両市の観光協会の統合を働きかけつつ、小田原市の事務処理方式を適用し補助金を交付しますが、事業内容を見直しながら補助金額については調整を図っていくこととしております。

14ページ上段の49番「鳥獣保護管理対策事業費補助金・有害鳥獣駆除活動費助成金」は、イノシシ等による農作物への被害に対処するために、小田原市鳥獣被害防止対策協議会及び足柄上地区有害鳥獣被害防止対策協議会へそれぞれ補助金を交付するものであります。両協議会の統合を働きかけますとともに、合併後の市において統一感のある対策を促進することとしております。

16ページの53番「新規就農者就学支援事業費補助金」及び54番「新規就農者支援事業補助金」は、新規就農者の就学や就農を支援するために補助金を交付するものであり、小田原市の事務処理方式を適用し、継続して新規就農者の支援を行うこととしておりま

す。

22ページの73番「木造住宅耐震診断費補助金」から29ページの83番「多数の者が利用する建築物耐震改修事業費補助金」までは、木造住宅や分譲型共同住宅、緊急輸送道路沿道及び多数の者が利用する建築物に係る耐震診断、設計及び改修に係る費用の一部を補助するものであります。小田原市の事務処理方式を適用することで、市民負担の軽減及び耐震化の促進を図ることとしております。

30ページ上段の84番「私道整備事業費補助金」は、私道所有者が行う整備費用の一部を補助するものであり、補助実績のある小田原市の事務処理方式を適用することとしております。

一段下の85番「街なか緑化事業費補助金・工場緑化事業補助金」については、小田原市は商店街の実施する緑化支援のため、また南足柄市は緑化事業を実施した市内の工場に対し補助金を交付するものであります。南足柄市の補助金については、小田原市企業等立地奨励金等の活用が可能なため廃止するものとしまして、小田原市の事務処理方式を適用することとしております。

30ページ下段の87番「政務活動費」については、議会議員の調査研究、その他の活動に必要な経費の一部として議員に対し交付するものであります。両市の政務活動費の金額及び交付方法に差異がありますが、合併後の市議会での具体的な協議において調整が可能な内容でありますことから、事業の継続性を踏まえ、小田原市の事務処理方式を基準としながら、合併時までに調整することとしております。

31ページ上段の88番「介護老人保健施設整備費補助金」については、先程ご説明したとおり「南足柄市の事務処理方式を適用するもの」として整理しております。

一段下の89番「水洗化工事費補助金」については、「新たな事務事業に再編するもの」として整理しております。この補助金は、土地の所有者または使用者等が行う水洗化工事に必要な経費に対し、補助金を交付する小田原市の単独事業でありますが、補助単価について見直しを行い、南足柄市域に対象を拡大することとしております。

31ページ下段の90番「環境美化週間事業実行委員会補助金」から最終34ページ下段の98番「公設青果出荷推進協議会補助金」までの9件は、「廃止とするもの」として整理しております。

31ページ下段の90番「環境美化週間事業実行委員会補助金」

については、市民、事業者及び市民団体が協働して環境の保全について考え方理解を深める環境フェアを開催するため、南足柄市環境美化週間事業実行委員会に対し補助金を交付する南足柄市の単独事業であり、他の事業で対応できるため廃止することとしてございます。

32ページ最下段の94番「空き店舗活用・起業支援助成金」については、空き店舗を活用し、新規事業等を行う者に対し支援を行うものでありますが、商店街という一つのまとまりを支援するという考え方のもとに、個人店舗への支援は実施せず廃止することとしております。

33ページ下段の96番「中小企業退職金共済制度奨励補助金」については、中小企業退職金共済制度に加入した事業主に対して、共済掛金の一部を補助する南足柄市の単独事業であります、3年の経過措置を設け廃止することとしてございます。

以上をもちまして「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願ひ申し上げます。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて」の内、環境、福祉・医療、経済、都市、建設、下水道、議会の各分野に関連する補助金、交付金の取扱いについて説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。ある方は挙手をお願いいたします。

加藤委員、お願ひいたします。

加藤洋一委員

私、南足柄市調査特別委員会の委員長をしておりまして、前の会議で意見がありましたので、発表させていただきます。30ページの87番「政務活動費」ですが、今、小田原市は年間78万円で南足柄市は年間12万円の政務活動費をいただいているのですが、調査特別委員会の議論の中で、小田原市の78万円がどうなのかという議論をしている中で、県内同規模自治体の平塚市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市が大体23万円くらいなんんですけど、ここよりかなり多いなということで、合併のあ까つきには、それを下げるような検討をしたらどうかという意見が出ましたので、ここでご報告だけさせていただいて、回答は結構でございます。

加藤会長

はい、ご意見ということで承っておきます。  
奥津委員、どうぞ

奥津委員

庶民感覚からいきますと、この補助金、交付金の項目がたくさんありすぎて、行政というのは大変な仕事をしているということを感じるわけですが、恐らくこれは歴史的な流れがあって、補助金、交付金という項目で前から続いてきて、今後も続いていくものがかなりあるのではないかということを思うのです。それがいいか悪いかは審議しないといけないと思いますが、結局こういう会議を通して、やはりもう一度ここでゼロベースに戻って、今回やるかどうか分かりませんが、たまたま今こういう問題がたくさん出てきましたと、それで小田原市への編入合併を前提とすると、こういう形で対策がとれますよというような提案だと、あるいはそういう作業をさせていただいたと私は理解しているわけですけれども、新しい行政と財政の改革をするという前提でこの話が始まっているはずなので、そこをもう一度、例えば3年なり5年なりかけて、今まで過去のこととはあったけれども、特に補助金とか交付金というのはお金がかかる問題でありますので、結局それは住民税から出ているわけですよね、多くの場合は。そういうところも、新市のまちづくりの中にアイデアを入れて、提案をしていただきたいと思うのです。というのは、今ここで3千数百項目を、我々は正直言って、こういう形にしますと言われても、ああそうですかと、それしかないのです。行政の中の一部の方は恐らく全体的なことが分かっているかもしれません  
が、庶民感覚からいきますと、今までやってきたことをただ続けるだけではないのかと、小田原市がやってきた中で南足柄市がそこに入って、結局経費が少し増えたと、それはそれで財政と削減効果という形で数字を出していただきましたけれども、それ以外の形として、行政改革としてそれでいいんだろうかというようなところもやはり見ていただきないと、これから5年先10年先のまちづくりにはなかなか向かえないのではないかと思います。例えば、まちづくりをするときに財源が必要となってきますけれども、そのときに小田原市、あるいは合併した後の新しい市がどういうまちをつくっていって、子どもたちあるいは孫たちに残していくかというまちのコンセプトと言いますか、それがないとポイントが絞れないまちづくりになってしまふと思うのです。ヨーロッパ、アメリカ各州は相当、このまちは観光で生きよう、このまちは商業で生きよう、このまちは工業で生きようという、行政がそういう視点をもって、いろいろ

な政策をつくっていますので、やはり新市もそういったものを基にして求めるのであれば、この補助金と交付金というような、今まで過去にあったものをそのまま引き継ぐのではなくて、今回はこれで結構だとは思いますけれども、新しいまちづくりのときには、そのような提案もぜひ加味していただきて、さっきのアンケートも同じ考え方なのですが、そういうものを間に入れて、新しいまちづくりを提案するような、せっかくのチャンスですから、見直すチャンスをぜひ有効に使っていただきたいというのが、庶民感覚の代弁者と言いますか、そういう形でご提案をさせていただきます。

加藤会長

貴重なご意見ありがとうございます。今回の事務事業調整の基本的なスタンスとして、当該事業の、両市すでに使っている総コスト、この枠を出すにどうするかという観点で基本的にやっておりますので、まずそいうった意味では上を抑える。おっしゃるとおり、この際なので、統合した場合にもっとその行革効果を出せないかという観点も含めながら当然議論をしておりますけれども、今回は、突合して移行していくということに重きを置いている面がありますけれど、結果的に、例えば小田原市の現行のとおりにするというものが多くなっています。これは合併するしないに関わらずでありますけれども、これから相当程度、後段の議論でも出てくるのですが、行財政改革をやっていかないと、いずれにしても立ち行かることは間違いますので、今回の調整案についてはこういった形でまとめてありますが、奥津委員のおっしゃるとおり、その先には個々の事業のあり方については、突っ込んだ議論をして、相当整理していかないと厳しいということは間違いないかと思いますので、今後の議論の中でしていくことになろうかと思いますが、ご指摘の点は、十分承知をしているつもりでございます。

奥津委員

ありがとうございます。分かりました。

加藤会長

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、ご質疑等尽きたようでございますので、「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて」の内、環境、福祉・医療、経済、都市、建設、下水道、議会の各分野に関連する補助金、交付金の取扱いについては、原案のとおり、ご承認いただいたということで、ご異議ございませんか。

<異議なしとの声あり>

加藤会長

ありがとうございます。

次に、「協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて」をご説明いたします。

お手元の資料「協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて」をご覧ください。

協議第24号については、協議書に記載のとおりの総括的な調整方針を踏まえ、前回の第6回会議においてご協議いただいたものでございますが、協議未了となっております残りの案件の調整方針についてお諮りするものでございます。

1枚めくって別紙をご覧ください。

まず、「機関等の共同設置」の「障害支援区分認定審査会」については、障害者総合支援法の規定に基づき、障害支援区分の審査及び判定を行うため、小田原市は足柄下郡3町と、南足柄市は足柄上郡5町と、それぞれ共同で設置しているものであります。調整案としては、合併の前日をもって両審査会とも解散する方向で調整し、新たに合併後の市と8町との間で共同設置を検討することとしてございます。

次の「一部事務組合」の「神奈川県市町村職員退職手当組合」については、神奈川県内の構成市町村並びに一部事務組合の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するものであり、現在、南足柄市が加入しております。調整案としては、合併に際して南足柄市は組合から脱退し、合併後の市において退職手当等の支出事務を行うこととしております。なお、脱退に際しては、南足柄市において、脱退に係る清算金が発生することとなります。

次の「足柄上衛生組合」につきましては、南足柄市及び足柄上郡5町で一部事務組合を設置し、し尿処理施設の設置及び管理、休日急患診療所の設置及び管理、医療機関等の相互の連携の推進、及び介護認定審査事務について共同処理しているものであります。調整案としては、それぞれの事務事業調整の結果を踏まえ、し尿処理事業の共同処理は当面継続することとしますが、休日急患診療所の設置及び管理、医療機関等の相互の連携の推進、及び介護認定審査事務については、合併後の市において単独で実施することを想定し、

共同処理業務の変更に伴う規約変更に向けた調整を行うこととしております。このことについては、関係団体との協議等が必要となるとしてございます。

最後に、「第3セクター」の「大雄山駅前開発株式会社」については、大雄山駅前ビルのテナント誘致、建物や資金運用、また土地の管理運営等を行っているものであります。調整案としては、引き続き第3セクターとして大雄山駅前開発株式会社による管理運営を行うこととしておりますが、現在、同社は南足柄市内の金融機関との間で平成48年3月までの損失補償契約を締結しているところでございます。

以上をもちまして「協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願ひ申し上げます。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて」の内、機関等の共同設置1件、一部事務組合2件及び第3セクター1件の取扱いについて説明がありました。ご意見、ご質問等ございましたら、挙手にてお願ひいたします。

星崎委員、お願ひいたします。

星崎雅司委員

最初の障害支援区分認定審査会は、共同設置ということで方向性は出されて、足柄上衛生組合の介護認定審査事務の方は、市単独でという判断ということで、判断が分かれているという感じがするのですが、その辺の理由を教えていただけますか。

福祉・医療部会

福祉・医療部会からお答えいたします。最初の障害支援区分認定審査会に関しましては、現在、小田原市は3町と共同でやっており、南足柄市は5町とそれぞれやっております。これは、それぞれ小田原市と南足柄市が事務局となって進めていることでございます。それぞれ市町だけでやっていることでございますので、特段、町に関しては何も変化がないという形になりますので、仮に合併したとしても、新市と8町で共同ができるものという考え方で行ってございます。これに対しまして、介護認定審査会の事務でございますが、小田原市は下郡3町とやっております。南足柄市の場合は、5町と共同して足柄上衛生組合の一部事務組合に委託しており、直営と委託というところで違ってくるところがございます。その関係で、合併したとなりますと、審査会については当然一つしか持てませんので、小田原市の審査会の方でやっていくという形になります。そうなる

と、今まで1市5町で足柄上衛生組合に委託していたところから、必然的に南足柄市が抜けざるを得ないというところではございますが、そうなった場合は、5町だけでやればいいのかとか、医師会との絡みなどもございますので、その辺のところは調整が必要になるということで、今回の提案になったものでございます。

星崎雅司委員

いずれにしても、関係団体とは十分協議していただきたいと思います。お願いします。

加藤会長

ありがとうございます。  
岡本委員、どうぞ。

岡本委員

一部事務組合の足柄上衛生組合についてお尋ねしたいのですが、今ご説明があったとおり、足柄上衛生組合の財政上、介護認定審査事務による歳入が非常に多いと記憶しているのですが、この分がはつきり言って小田原市の方になると、実際、一部事務組合の事務自体が立ち行くのかどうか、そういう部分がある程度、当然当事者間でお話はされての今回の提案だと思うのですが、先程のご答弁ですと、これから調整していきますというような内容だったので、その辺の経緯はどういった議論をなされたのか。当然、し尿処理施設自体が、現状南足柄市内の市域、これが合併すれば小田原市内の市域になると思いますので、場所はそこにあって、その事務は当然やっていく、けれども介護認定審査事務を抜いてしまうと、し尿処理の事務自体が立ち行くのかどうか、その辺についてお尋ねします。

加藤会長

ありがとうございます。では、今の件について、現状、これまでの計画等も含めて少し補足説明をお願いいたします。

福祉・医療部会

福祉・医療部会からお答えいたします。介護認定審査会の部分でございますが、先程来お答えしたとおり、関係団体等の調整は具体的にはこれからという形でございます。1市5町でやっているものなので、南足柄市だけが抜けて、5町だけで運営できるのかというのもございます。その場合どうするのかということも考えられましたし、足柄上衛生組合に委託しているものもなくなってしまったらどうなるかなど、そういうものもございます。実際のところは、そういう議論もやらせていただきましたけれども、現時点では、介護認定審査会自体はどうしても一つになってしまいますので、このよ

うな調整にせざるを得ないというところでございます。具体的な協議については、これからでございますので、小田原市、南足柄市で決めたことすべて進められるというものでもございません。今申したように、足柄上衛生組合だとか、5町とか、医師会とか、そういうところと綿密な協議が必要になってくるものでございますので、その辺に関してはこれから調整させていただきたいというものでございます。

加藤会長

ありがとうございます。

今村委員、お願いします。

今村委員

小田原市議会の今村でございます。私の方からは、今お2人がやらなかった2つの部分、一部事務組合の神奈川県市町村職員退職手当組合の関係と、第3セクターについて伺います。交錯するといけないので一つずつ伺っていきます。まずは、神奈川県市町村職員退職手当組合について、卓上にある事務事業調整調書を拝見しますと、この検討の中で方針案1と方針案2ということで、小田原市が、南足柄市が加盟されている神奈川県市町村職員退職手当組合に入った場合、そして、南足柄市が神奈川県市町村職員退職手当組合から脱退した場合、小田原市のやり方に倣うと、両案で検討された結果、南足柄市が組合を脱退するという結論になったようでございますが、そこについてもう少し詳細を伺いたいと思います。

企画部会

企画部会からお答えいたします。一部事務組合の神奈川県市町村職員退職手当組合につきましては、現在、南足柄市が加盟をしているということで、仮に合併した場合には、脱退する場合と、小田原市が加入する場合と検討したわけですけれども、議論の中では、共同事務で実施している退職手当組合の事務については脱退して、新市で行う方がより適当ではないかということで、脱退するという方針案になったものでございます。

今村委員

今のご説明だと、説明になっていないですよね。なぜこんな聞き方をしているかと言いますと、南足柄市において、脱退にかかる清算金が発生する問題があるわけです。その清算金も、少ない金額ではないわけです。合わせて15億2千万円もかかるものを、どういった理由で、こちらのやり方にしたのか、まずそこをちゃんと答えていただかないと分からないです。もう少し具体的に答えていただ

きたい。

企画部会

委員ご指摘のとおり、規約上の計算方法でいきますと、脱退にかかる清算金は約15億2千万円ということでございます。一方、加入にかかる負担金については、規約上では、退職手当組合が設立された昭和40年度に遡って、加入にかかる負担金を計算する方式となっておりまして、これは事実上、事務的にも非常に困難だという結論に達しまして、脱退にかかる負担金、多額になりますけれども、こちらを選択せざるを得ないという事情がございます。

今村委員

昭和40年度に遡っての負担金の計算が困難で、こちらを選択せざるを得なかったという今のご説明でした。そうした中で、この15億2千万円の内訳が、調書の特記事項を見ますと、清算にかかる費用が7億8千万円で、収支不足相当分が7億4千万円という形で出ています。この15億2千万円のうち、7億8千万円を合併に際して新市でみていこうという結論になったようですが、南足柄市が負担するとされている収支不足相当分というのがどういったものなのか、清算金の7億8千万円はどういった積算根拠で計算されたものなのか、伺いたいと思います。

企画部会

調書に書かれております、収支不足相当分7億4千万円につきましては、南足柄市が昭和40年度以降、組合へ納めた負担金の合計額よりも、組合からこれまでの退職者に支払われた退職手当の合計額の方が超過している分でございます。つまり、南足柄市の方が多く受け取っているという部分が、収支不足相当分7億4千万円でございます。一方、7億8千万円と言いますのは、事務費相当分でございまして、これは退職手当組合の規約の中でその清算金を計算する上での事務費相当として、一般負担金と申しまして、これは毎月給料月額の一定割合を組合の方へ納めている負担金でございますが、これまで収めた一般負担金の100分の90で計算する、つまり、100分の10、10%については、事務費相当分として組合へ納めなければいけないという部分が7億8千万円ということでございます。つまり、収支相当分につきましては、南足柄市が超過して受け取っている部分ですので、南足柄市が合併するまでに組合に清算金として納めるのが適当であろうと、一方、事務費相当分につきましては、合併に伴う経費としても認められるであろうということから、これにつきましては、新市の方で負担したらどうかという

考へで、整理したものでございます。

今村委員

だいぶ分かってきましたが、そうなると7億4千万円については、南足柄市が合併までに責任をもって清算をしていただくという中で、7億8千万円については、その清算金を払っても、先程ご説明がありましたが、小田原市が加入して昭和40年度からの負担分を計算する大変さから比べて、また費用的に見ても、この7億8千万円を清算金として支払った方が、具体的に言うと安くあがると、こういう理解でよろしいのかどうか、これが1点。2点目が、先程効果額の方で若干気になったのですが、平成32年度中の合併というのを想定してやっているわけですが、この7億8千万円、7億4千万円という金額は、平成32年度を想定して出された金額なのか、現在の平成29年度で計算した額なのか、ご説明いただきたいと思います。

企画部会

まず1点目の、小田原市が加入した場合、昭和40年度に遡って計算をしたものと、7億8千万円のどちらが効果があるのかというご質問ですが、加入にかかる負担金につきましては、先程申し上げましたとおり、算出が困難であるということで、調整方針案としては脱退する、この経費として7億8千万円かかるというものを選択せざるを得なかったというところでございます。2点目の効果額の積算という部分につきましては、計算上は平成31年度末で推計した場合ということでございます。平成31年度末で仮に脱退した場合の清算金の額ということでございます。

今村委員

一部事務組合の方は分かりました。それでは、第3セクターの関係を確認させていただきます。第3セクターの課題を見ますと、損失補償契約、実はこの第3セクターの損失補償契約については全国的に今大きな問題になっているんですね。私も、1か月くらいいろいろな裁判事例を調べて、財政援助制限法という法律があって、これに違法するかしないか、こういった判断が、この損失補償をした第3セクターに対して裁判が全国で起きています。そういう中で、結果的には半分半分、違法だというのと、違法でないものと、そういう形で出ています。そもそもが、様々な背景があってこういった形になっているかと思うのですが、確かに平成19年度に第3セクターがスタートしたのではないかと思うのですが、そのときにこの損失補償契約について、どういった議論をしてこのような契約にし

たのか、まず確認をさせてください。

企画部会

企画部会からお答えいたします。平成19年当時でございますが、南足柄市で損失補償契約ということでございます。この時点では、今回、契約期間を満了して大雄山駅前のヴェルミから営業をやめられた大型店舗がございます。その大型店舗に対して、平成19年当時から預かり保証金というものの返済が始まりました。預かり保証金というのは、平成8年にヴェルミができたときに、新規で入るテナントからお預かりしていたものでございますけれども、その返済が10年経って始まりはじめたということもあって、いわゆる会社の運転資金と合わせて、その部分を借りる必要が生じたというところで、平成19年当時には、会社が金融機関からお借りする際に、市として損失補償を設定したというところでございます。

今村委員

それでは、平成19年から現在までの損失補償額の推移と、現在の残高ですね、実際に、損失補償ですからだめなところは払わないといけない額です。それが、実際に今いくらなのか、伺いたいと思います。

企画部会

平成19年当時は、8億5千万円の損失補償の設定をいたしました。それから、平成28年に6億円、これは先程の大型店舗が閉店したことによって、新しいテナントを誘致する際に大規模な改修工事が必要になったということで、その改修資金を調達したものでございます。合わせて14億5千万円の設定をいたしました。それで、毎年定額を返済していく中で、現在は、平成28年度末の決算見込みの数字になりますが、12億6千万円と見込んでおります。年間、約9千万円程度を返済しているところでございます。

今村委員

すみません、確認をしないと、いいも悪いも判断できないものですから細かく聞いていますが、現在12億6千万円残っていると、そして毎年9千万円くらいずつ返済されているということですが、ここで確認したいのが、こういった合併協議、合併した場合の損失補償の取扱いというのは、どういう考え方をしているのか。平成19年の南足柄市の大型店舗の問題は承知しておりますが、そういう中でやむにやまれずこういう形をとられたのだと思うのですが、ただ合併の場合には新市になります。新市になったときに、この損失補償契約の取扱いというのはどうなるのかを伺います。

企画部会

大雄山駅前開発株式会社については、現時点では金融機関への返済も計画どおり行われておりますし、年々、損失補償の額を減額しているところでございます。そういった背景、それから地域性も当然ございますけれども、南足柄市にとりましては、大雄山駅前開発株式会社の公共性が高いこと、市民生活への影響等を勘案した場合にはやはり継続して、大雄山駅前開発株式会社を存続させるべきだというように考えております。これは今回の議論の中でも、そういったご説明をさせていただいて、協議会の中ではご理解をいただこうというようなことでございます。

今村委員

損失補償契約自体は、私も取り寄せて読ませてもらいましたが、この第5条に、この契約に定めのない事項または疑義が生じたときには、その都度甲、南足柄市、乙、株式会社横浜銀行、協議の上決定するという文言が入っております。そこで伺いたいのが、全国の第3セクターの中ではこういった損失補償の問題で、例えば損失補償した時点の銀行から契約したときの金利が高くて、借り換えをするための契約変更をしたり、信用保証協会に行政側が一定のお金を振り込んで損失補償というものを外したり、こういった行為をして、契約変更をした事例が全国であります。この合併協議にあたって、もちろんこの南足柄市の賑わいを守っていくために必要だというのによく分かります。よく分かりますが、南足柄市としても、その辺の努力をもう少ししてから、ここの最終的な形に持ってくるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

企画部会

今ご指摘のとおり、いろいろ借り換えの変更だとか、違う形での融資が可能なのか、そういったことは今も金融機関と詰めております。ですから、おっしゃられましたとおり、南足柄市としてきちんと責任を持って、当然、会社の経営改善だとか、そういったことも含めてやっていくという考えは基本的にはございます。それから、信用保証協会ですが、信用保証を利用した融資につきましては、融資条件なども確認しながら、その可能性は研究していきたいというふうに思っております。

加藤会長

ありがとうございました。  
その他いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

今、お三方からそれぞれ、この4件の一部事務組合について、いろいろと課題の確認、または今後に向けての検討が出されておりますので、そういうものを受けて進めていくことになっていくと思いますが、今日この場におきまして、この「協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて」の内、機関等の共同設置1件、一部事務組合2件及び第3セクター1件の取扱いについては、今ご指摘いただいたような課題を十分視野に入れて取り組んでいくという前提の基に、原案のとおりご承認いただくということでよろしいでしょうか。

鈴木委員、ご発言でしょうか。

鈴木委員

小田原箱根商工会議所の鈴木でございます。先程の今村委員のお話なのですが、今の第3セクターの課題のところに、損失補償契約をしていると書かれてあるので、この解釈なのですが、これは課題なのでこれについてはこれからこの契約を外すことも含めて努力をしますという意味であれば、私は承認いたしますけれども、そうではないとすれば、損失補償契約を解消する努力をしますと、そういう方法がないと、あるからしようがないねという話になるといけないと思うのですが、いかがでしょうか。

加藤会長

その点は、今、企画部会長から話がございましたけれども、そういう借り換え等の手段も含めて、これから詰めていくということをございますけれども、何か補足がございますか。

今村委員、どうぞ。

今村委員

第3セクターだけ、次回に決をとる形にさせていただけないでしょうか。今、金融機関といろいろな交渉をしているというお話もありましたし、認める認めないというよりも、ある程度、話が詰まつたものを伺って、判断したいと思います。

加藤会長

ただいま、今村委員の方から、鈴木委員からお話のあったような観点も含めて、非常に第3セクターの経営の具体的な状況、直近の状況に絡む問題でございますので、少し外して次回以降でということですが。では、副会長の方から意見をお願いいたします。

加藤副会長

私の出番は最後にあるのですが、今の協議第24号 一部事務組合等の取扱いの議論でいろいろとございました。今回の任意協議会の基本的な考え方や立場を象徴するものだなというふうに今聞いておりましたが、特に、一部事務組合は構成団体との間で長い歴史の中で緊密な連携のもとに運営をしているということは、皆様方もご承知のとおりであります。したがって、関係団体との丁寧な、また慎重な協議なくしては事は進まない、当然、我々もそう思っています。なお、現在行っているこの中心市の任意協議会の目的の一つには、圏域の強化があります。したがって、こうした広域行政でマイナスのものをつくるということはあり得ないというところも一つあります。もっと大事なことは、こうした一部事務組合、あるいは今話に上がった第3セクターもそうですけど、根底なる合併の是非はまだまったく決まっていないわけです。その中で、こうしたこのパートの部分だけ、具体論ということは非常になかなか難しいことがあるということは、ぜひご理解をしていただきたい。まだ合併するしない、その前のもっと具体的な課題や効果や、こうしたもの洗い出していこうということで、調整方針案を今の段階でどれにしようかということで、すべての議論がそういうことで進んでいるわけでございますので、ぜひそこは基本的な立場をご理解していただければありがたいと、そのように思います。特に、第3セクターの問題についても極めてデリケートな話ですので、それはしっかりと具体的な行政の対応と方針が明確に決まると、もちろん住民の皆様方の声も把握しながら決まるということであれば、それはいろいろとお話になった形で踏み込んでいかなければいけないかなということで、私は南足柄市の市長としては、そういうふうに思っております。

加藤会長

ありがとうございました。諸々の意見が出ておりますけれど、今村委員からご提案がありました点もいろいろ気になる点だとは思いますが、今、南足柄市長としての副会長からのお話もございましたように、この点についてはいろいろと課題もありますけれども、いずれにいたしましても、一義的には第3セクターとして解決に向かっていろいろと動いている段階でございますので、今日のこの場では、今村委員からのご提案をいただいて、この第3セクターについては、次回に改めて方針の整理をした上で、皆様にお諮りをするという形でしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、この第3セクター以外のこの3件につきましては、繰

り返しになりますが、先程いろいろ留意すべき点のご指摘をいただいておりますので、これについては、今後の課題等の解決に向けて取り組んでいくという前提の基に、取扱いについてご承認いただくということでよろしいでしょうか。

＜異議なしとの声あり＞

加藤会長

ありがとうございます。

ではここで、開会から2時間を経過しておりますので、休憩をとらせていただきたいと思います。10分程、15時47分からの再開でお願いいたします。

＜暫時休憩＞

加藤会長

それでは、休憩前に引き続き、再開させていただきます。

「協議第29号 市の名称について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「協議第29号 市の名称について」をご説明いたします。

お手元の資料「協議第29号 市の名称について」をご覧ください。

協議第29号は、「市の名称に係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める」として、調整方針としては、「合併後の市の名称は『小田原市』とする」としております。

調整理由としては、編入合併の場合には、編入する市の法人格が継続します他、施行時特例市等を含む合併事例においては、その市の名称とすることが一般的であるため、としております。

1枚めぐって別紙をご覧ください。

別紙は、平成の合併における市町村名の変更の状況について、ご参考にまとめたものでございます。

「(1) 平成の合併における市町村名の変更の状況」でございますが、平成11年4月以降のすべての合併事例649件のうち、市町村名の変更を伴った事例は253件であり、全体の39%でございます。

「(2) 平成の合併のうち既存の市を含む合併事例における状況」ですが、既存の市を含む合併事例352件においては、新設合併事例178件のうち市名変更を伴う事例は22%で39件、編入合併

事例174件のうち市名変更を伴う事例は1%で2件あります。これらの市名を変更した事例につきましては、「人口規模が近いなどのため既存の市名を採用し難い場合」の他、「合併を機に知名度やイメージがより向上するよう考慮した」といった理由によると思われるものが多数でございました。

「(3) 平成の合併のうち施行時特例市以上の合併事例における状況」ですが、施行時特例市以上の合併事例においては、新設合併、編入合併合わせて89件の事例のうち、名称の変更を伴った事例は、さいたま市の1件のみでございます。

以上のとおり、編入合併の場合や一定規模以上の都市の合併の場合は、法人格が継続する市の名称を存続させた事例が多いことを参考に、合併後の市の名称を「小田原市」とする方針案を提案するものでございます。

以上をもちまして「協議第29号 市の名称について」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願い申し上げます。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第29号 市の名称について」の説明でございました。ご意見、ご質問等ございましたら、お願ひいたします。

加藤委員、どうぞ。

加藤洋一委員

まず、なぜ今、市の名前をここで決めなくてはいけないのかということについて、最初にお聞きします。合併の方式について、編入か新設かというこれは、合併による効果額を出すのに、編入と新設では違うということで、それは最初の方で決めたわけです。市の名前というのは、特に今ここで決めなくとも、もう少し先送りしてもいいんだけれども、なぜ今ここで、市の名前を「小田原市」と決めるのかお聞きします。

早川副事務局長

この任意の協議会におきまして、最終的な目的としては、合併後の市の姿がどういった形になるのか、これはサービス水準も含めてですけれども、この全体像をお示しして、合併を考えて、またご判断いただくための材料を整えていくというのがこの協議会のミッションでございます。その中で、特にこの基本的な事項について、未定のまま終了するというのはなかなか好ましくないという中で、当然これは市の最も基本的な大事な部分でございますので、これはぜひとも一定の形を示す、そこまで示すのが望ましいということでご

提案したものでございます。

加藤洋一委員

ありがとうございます。一般的に、大きい市、施行時特例市になればそちらの方がという一般的な説明は分かるんですよ。ここでぜひ、会長と副会長に私からご提案したいのですが、先日のニュースで、3年後の東京オリンピック・パラリンピックのマスコットについて、大会の組織委員会は、全国の小学校のクラスごとに1票ずつ投票してもらい、最終的にマスコットを決めようということが検討されているということです。そのニュースを見たときに、ぜひ今回、この合併についても取り入れていただきたいなど。両市にある小学校、中学校的クラスごとに1票ずつ投票してもらって、児童、生徒たちにも、合併を進めてるんだよということを知ってもらうのと、その子たちが20年後、30年後、働き盛りになったときに、この市の名前を決めるのに関わったなという思い出、新市の名前への愛着っていうんですかね、この辺をぜひ検討していただきたいと思うのですが、正副会長さん、いかがでしょうか。

加藤会長

加藤委員のご意見はご意見として受け止めたいと思うのですが、今回は編入ということを前提としてこの場で議論してきた中で、今事務局の方からは、加藤委員からすれば、常識的な解釈とお聞きになったかもしれません、一般的に今回の流れの中では、事務局提案のような形で、小田原市と、編入する方の市名を名乗っていくのが、その後の様々な事務手続きの継続性ですかそういったものからも、最終的には私はそう思います。ただ、委員ご提案の未来を担う子どもたちが、のことについて関心をもっていくという点においては、そういった何らかの働きかけをしていくという点では、名称について公募するということではなくて、別の形でやっていくということについては、私は賛成でございます。

加藤洋一委員

ありがとうございます。子どもたちに参加してもらうというのは、お金が特にかかるないんですね。1週間の中に1時間だけクラスの中で、小田原市と南足柄市が合併したらどんな名前の市がいいと思いますかと考えてもらう、それを校長先生がまとめて教育委員会へ出せば、お金も時間もそんなにかかるないと思うので、ぜひどこかで合併の名称に関わらず、何らかの方法でやってほしいなと思います。

加藤会長	では、副会長からもぜひ一言お願ひします。
加藤副会長	ご提案の背景にあるお気持ちは、確かに参画意識とか郷土愛だとか、そうしたことで極めて重要だと思いますが、マスコットの名前と行政体の名前というのはちょっと私の思考回路の中では今のところ何とも言えない状況でありますので、そういうことでお許しをいただきたいと思います。
加藤会長	ありがとうございました。 鈴木委員、どうぞ。
鈴木委員	今、事務局の方から説明のあった小田原市にしたいという理由は、こういう理由ですということなのですが、この参考資料も、結果こういうふうになりましたということだと思うのですが、分かれば教えていただきたいのですが、こういう合併のときに、新市の名前というのはどういう方法で決められているのかということを、少しパターン化とか、いくつか事例があれば教えていただきたいと思います。先程の公募とかもあったのかということも含めて、教えていただけたらと思います。
加藤会長	事務局の方で分かる事例があれば、お願ひします。
村田事務局員	承知している限りの中でのお答えになってしまいますが、パターン化というか手法としては、今ここで話が出ているような公募という手法をとっているところも、もちろんございます。あとは、任意協議会や、場合によっては法定協議会の場で協議するというのがスタンダードだとは思うのですが、中には公募している事例もございます。ただ、今お手元に添付資料として付けさせていただいているとおり、施行時特例市以上の事例におきましては、公募をしている案件といったしましてはわずかにはあるようでございますが、原則的には協議会の場で定めているというパターンが大勢という状況でございます。
鈴木委員	ありがとうございます。公募の事例というよりは、どういうふうに決めているのかなというところを知りたかったので、先程から議

論に出ていますように、今回の任意協議会の課題は、仮定の仮置きをするということありますですから、一旦これで仮置きをした上で、今後の議論の中できちっとして最終的な名前を決めていくということであれば、そのように理解したいと思います。

加藤会長

ありがとうございます。こういう時にすぐご意見を伺ってしまうのですが、大杉先生、何かこういったケースについて知見とありますか、ご経験があれば、お教えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大杉委員

先程、事務局の方からお答えがあったように、公募でやるとかいくつかのパターンはありますけれども、ちょっと私も全体として、決め方として何が主流であるということをきちんと数値をもっては語りませんが、一般的にはこういう法定協議会あるいは任意の協議会の場での意見で決まっていく。またそのパターン、組み合わせにもよりますので何とも言えませんし、比較的規模が大きくてということで、こちらにもさいたま市の例などがありますが、かなり人口規模が似通ったところ同士ということになれば、やはり新しい名称をということで、その新しい名称を公募などで出していくということはあろうかと思います。ただ、何とも決め難いところではありますので、今回は、今ご意見なども出たように、仮に合併ということを想定した場合ということで、その手続き、調整を進めるところで、こういう形にして、今後、法定協議会なり何なりということになったときに、またいろいろなご意見が出てこようかと思いますし、あるいは先程、加藤洋一委員からお話が出たように、いろいろな世代、特に若い世代の方々のご意見、名称に関わらず、そういう点はぜひいろいろな形で反映できるようにしていかなければならぬというふうに思っている次第です。

加藤会長

ありがとうございます。

奥津委員、お願ひいたします。

奥津委員

一点お伺いしたいのですが、アンケート調査でも、合併後の市の名称というのは8%くらいの結果であり大きくなく、市の名称については皆さん関心あるか、関心ないかは分かりませんけれども、8%という数字が出ておりました。それで、小田原市という名前が頭に来るわけですが、住民にとってはその次の地域名はどうなるの

かと、例えば、小田原市〇〇という名前になると思うのですが、小田原市小田原区とはならないと思うんですね。ところが南足柄市の場合、小田原市南足柄狩野とか小田原市南足柄関本とかいう形になるのか、あるいは南足柄という名前をすべて取ってしまうのか、もしその辺が今検討されているようなことがあれば、あるいは発表できる段階にあるのか分かりませんけれども、その辺のところを少し、これからやりますよというお話でも結構ですけれども、その場合、いつ住民の住所を明確にできるのか、そういうような方針、方向性を教えていただければありがたいと思います。

加藤会長

住居表示については、ここで決めていくことではもちろんないのですが、考え方としてどういうことがあるか、もし事務局の方からあればお願いします。

早川副事務局長

実はAランクの協議の中で1件、町名・字名の取扱いがまだ残つておりますて、第8回での協議を予定しております。その中で、今いくつか案をおっしゃっていただきましたが、例えばここで市名を小田原市に決めた場合には、町名・字名はどういう考え方になるのか、そういう順番で協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

奥津委員

ありがとうございます。では次回、そういう討議の場をいただけるということで、理解いたしました。

加藤会長

それでは、ご質疑等も尽きたようでございますので「協議第29号 市の名称について」は、原案のとおり、ご承認いただくということで、ご異議ございませんでしょうか。

<異議なしの声あり>

加藤会長

ありがとうございます。

次に、「協議第30号 議会議員の定数及び在任等の取扱いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

早川副事務局長

「協議第30号 議会議員の定数及び在任等の取扱いについて」をご説明いたします。

お手元の資料「協議第30号 議会議員の定数及び在任等の取扱

いについて」をご覧ください。

協議第30号は、「議会議員の定数及び在任等の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める」としまして、調整方針としては、「1 合併後の市の議会議員の条例定数は、28人とする」、「2 合併後の市の議会議員の報酬は、合併時において小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例に定める水準とする」、「3 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項に規定する定数特例を、合併時に限り適用する」としております。

調整理由としましては、議会議員の条例定数については、県内の同規模自治体の各市議会の状況を参考としたものであります。

議会議員の報酬については、当協議会において、すでに協議済みであります常勤特別職の報酬に係る調整結果が、概ね現在の小田原市の水準を適用するとしていることを参考としたものであります。

また、合併時の特例については、合併に伴い、市域が拡大し人口が増加することを踏まえ、合併後の市の議会は、住民の一体感が醸成されるまでの一定期間においては、特に編入される現在の南足柄市域の地域課題や住民の声を十分に把握し、これを適切に行政に反映させることができ体体制を確保することが必要であるとして、合併後の市において期待される議会の役割等を総合的に勘案しつつも、合併に際して行財政改革に取り組むことの必要性に鑑み、定数及び在任の特例の適用は必要最小限の範囲に止めるべきであるとしたものでございます。

なお、本件につきましては、議会議員の定数及び在任等に関する小委員会に調査及び審議が付託され、3回の会議を経て、別添のとおり検討結果報告書が提出されておりまして、ただいまご説明いたしました調整方針案は、この報告書の検討結果を踏まえて提出するものでございます。

以上をもちまして「協議第30号 議会議員の定数及び在任等の取扱いについて」の事務局からの説明を終わります。ご協議をよろしくお願い申し上げます。

加藤会長

協議第30号について、ただいま事務局から説明がありましたとおり、本件につきましては、議会議員の定数及び在任等に関する小委員会を設置し、詳細な調査、審議を付託していたものでございます。そこで、小委員会での調査、審議の経過につきまして、小委員会の委員長であります今村委員からご報告くださいますようお願いいたします。

今村委員

それでは、私から、議會議員の定数及び在任等に関する小委員会検討結果について、ご報告いたします。

表紙をおめくりいただき、1ページをご覧ください。

当小委員会は、平成28年11月25日に開催された協議会第2回会議において設置が決定され、議會議員の定数及び在任等の取扱いについて、調査、審議することを付託されたものです。

「1 小委員会の所掌事務」につきましては、「(1) 議會議員の定数に関すること」、「(2) 議會議員の定数及び在任の特例の適用に関すること」、「(3) 議會議員の報酬に関すること」の3点でございます。

「2 委員」につきましては、当協議会に両市の議会から選出されている委員で、小田原市の大村学委員、井原義雄委員、加藤仁司委員と私、今村、南足柄市の加藤洋一委員、星崎健次委員、岡本俊之委員、池田真一委員の8名をもって構成されました。

「3 会議の開催経過」につきましては、第1回会議を本年2月24日に小田原市役所で開催し、委員長及び副委員長の選出を行い、委員の互選により、委員長に私、副委員長に加藤洋一委員が選出されました。また、第1回会議では、所掌事務及び検討スケジュールの確認、定数及び報酬と、定数及び在任の特例の適用について協議いたしました。第2回会議につきましては、4月14日に小田原市役所で開催し、定数及び報酬について協議・決定し、定数及び在任の特例の適用について協議いたしました。第3回会議につきましては、5月12日に小田原市役所で開催し、定数及び在任の特例の適用について協議・決定し、協議会への報告について取りまとめをいたしました。なお、検討経過につきましては、5ページからの別紙に記載しておりますので、5ページをご覧ください。

「1 条例定数及び報酬について」ですが、協議に際し、両市の現在の状況と、合併した場合の県内の同規模自治体の議会の状況について調査した上で、両市議会の調査特別委員会における議論も踏まえながら、検討してまいりました。

「(1) 両市の議會議員の定数」につきましては、小田原市の条例定数は28人、南足柄市の条例定数は16人であり、両市とも現在の議員数は条例定数を満たしております。また、任期につきましては、小田原市は平成31年4月30日まで、南足柄市は平成31年4月29日までとなっております。県内の同規模自治体の状況を見

てみますと、平塚市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市の4市いずれも、条例定数は28人となっております。

「(2)両市の議会議員の報酬」につきましては、小田原市の議長58万6千円に対し、南足柄市の議長は45万1千円、小田原市の副議長51万1千円に対し、南足柄市の副議長は36万1千円、小田原市の議員47万5千円に対し、南足柄市の議員は33万8千円と、差異があります。議員の期末手当につきましては、表のとおりとなっており、支給総額としては両市においてそれほど大きな差異がない状況です。

6ページをご覧ください。県内の同規模自治体の状況と比較しますと、小田原市の水準が4市の平均より若干高い水準であるのに対し、南足柄市の水準はかなり低い状況であることが分かります。

なお、合併後の市議会議員の条例定数について、小田原市議会の調査特別委員会では全会一致で28人、南足柄市議会の調査特別委員会では28人とする意見が過半数であったことが報告されました。議員報酬につきましては、小田原市議会の調査特別委員会では全会一致で小田原市の現行水準である47万5千円とすることが適当とされ、南足柄市議会の特別委員会では、小田原市の現行水準とする意見と、45万円とする意見が同数であったことが報告されました。

以上のこと踏まえ、「(3)両市の調査特別委員会の考え方を踏まえた財政効果額」を試算するに際しましては、条例定数を28人とした上で、議員報酬月額は小田原市の現行水準47万5千円と、南足柄市議会の調査特別委員会で示された45万円という2種類の案を基に、1年間分の報酬額を算出し、現在の両市の議員報酬と比較しました。ご覧のとおり、報酬月額を45万円とすれば、当然に財政効果額は大きくなりますが、議員報酬につきましては、合併後に報酬等審議会において見直すことが可能であるとの意見もあり、任意協議会における特別職職員の身分の取扱いについての調整状況も踏まえて、協議をいたしました。

7ページをご覧ください。「2 定数及び在任の特例の適用について」ですが、市町村合併における市町村議会の議員の身分につきましては、合併特例法に基づき、定数特例や在任特例を適用することができると規定されており、これらの特例の適用は、あらかじめ関係市町村の協議により定めるとされていることから、各特例措置について確認し、その取扱いについて協議しました。

まず、「(1)本則」としまして、特例を適用しない場合の取扱い

についてですが、編入される南足柄市の法人格が消滅することに伴い、南足柄市議会の議員は全員失職となります。一方、編入合併の場合、編入する小田原市の議員の身分等には影響がないため、合併の際に小田原市議会の議員であった28人が合併後の市の議會議員としてそのまま在任し、任期を全うすることになります。

この本則に対して、「(2) 合併特例法による特例措置」についてですが、まず「①定数特例の適用」として、合併特例法第8条の規定に基づく、編入合併時の定数特例について説明いたします。この特例は、編入する小田原市議会の議員定数に、編入される南足柄市の人口規模に応じて算定する数を加えた数を、合併後の市の議會議員の定数とすることができます。ここで言う「加える数」、つまり増員数につきましては、小田原市議會議員の定数28人をベースに、直近の平成27年の国勢調査における両市の人口比により算定されるもので、図にありますとおり増員数は6人となり、合併後の市議会の議員定数は34人となります。この6人分の増員に係る選挙は、編入される南足柄市の市域を選挙区として、合併の日から50日以内に行うこととなっており、この増員選挙によって当選した6人の議員の任期は、小田原市議會議員の残任期間となります。なお、この特例は、合併時の増員選挙の時のみの措置とする他、合併後、最初に行われる一般選挙にも適用することも可能で、下段の図で申しますと、一般選挙①、これは平成35年4月の執行が見込まれておりますが、ここで定数特例を適用することも、上段の図のように適用しないこともできるというものであります。

次に、8ページをご覧ください。「②在任特例の適用」として、合併特例法第9条第1項第2号の規定に基づく、編入合併時の在任特例について説明いたします。この特例は、合併の前日に南足柄市の議員であった者は、全て合併後の市の議員として在任できるとするものであり、この特例を適用した場合、合併後の議員定数は44人となります。また、この場合の任期は、小田原市議會議員の残任期間となります。そして、合併後、最初に行われる一般選挙、これは平成35年4月の執行が見込まれておりますが、条例定数により行われることとなります。

最後に、「③在任特例と定数特例の準用の併用」として、合併特例法第9条及び第8条第4項の規定に基づく、編入合併時の在任特例と定数特例を併用する特例措置について説明いたします。編入合併におきましては、先程ご説明しました在任特例を適用する場合には、合併後、最初に行われる一般選挙において定数特例を適用すること

もできるとされています。この場合、下段の図にありますとおり、合併時は、在任特例により南足柄市議会議員 16 人は引き続き合併後の市の議員として在任することとなり、定数は 44 人となります。さらに、合併後の最初の一般選挙、図で言いますと一般選挙①、これは平成 35 年 4 月の執行が見込まれておりますが、現在の南足柄市域に定数 6 人、現在の小田原市域に定数 28 人の選挙区をそれぞれ設けて執行することとなるため、議員定数は 34 人となります。この特例を適用した場合、議会議員の定数が条例定数となるのは、合併後 6 ~ 7 年後に行われる一般選挙②からということになります。

以上が、合併特例法による特例措置であり、各特例を適用した際の財政効果額を、8 ページ下段から 10 ページまでにかけてまとめております。

「(3) 各特例を適用した際の財政効果額」は、小田原市の報酬等を基準に、各特例を適用した際の報酬等の総額 6 年間分を算出して比較したものです。ここで言う報酬等とは、10 ページ上段の内訳のとおりです。また、6 年間分の総額とは、その下にございますとおり、合併の期日を平成 32 年度中と想定を置いたことから、平成 33 年 3 月 31 日を仮の合併日とし、平成 33 年 4 月 1 日から小田原市議会議員の残任期間（2 年間）における報酬等と、合併後最初に行われる一般選挙（4 年間）における報酬等を試算し、合算したものです。

9 ページにお戻りいただき、上段の表と下段のグラフは、各特例を適用した場合または適用しない場合の合併後 2 年間の定数、合併後最初に行われる一般選挙時の定数（4 年間）、6 年間分の報酬等の総額及び財政効果額として現況の 2 市の報酬等の計との比較を示したものです。それぞれの財政効果額を見ていきますと、まず特例を適用しない場合は、一番効果が大きくマイナス 7 億 2 千万円余、定数特例を 1 回適用した場合はマイナス 5 億 8 千万円余、在任特例のみを適用した場合はマイナス 3 億 6 千万円余、定数特例を 2 回適用した場合はマイナス 3 億 1 千万円余、在任特例及び定数特例を適用した場合はマイナス 9 千 6 百万円余となっております。

なお、特例の適用の取扱いにつきましても、両市議会の調査特別委員会での議論を踏まえて、検討してまいりました。特に、編入される側の南足柄市議会の調査特別委員会の議論を尊重させていただきながら、議論を重ねてきたものであります。議論の主な意見としては、「合併後の市において、議会を通じて地域課題や民意を行

政にしっかりと反映させるためには、特例の適用は必要と考える」といったものの他、「任意協議会の目的である行財政改革の観点が一つの大きな視点であるため、コスト面から見ても在任特例の適用は難しいと考える」といったもの、また「平成18年度以降の中核市、施行時特例市を含む16件の合併事例の中で、在任特例のみを適用したのは1事例しかない」といったこと、さらに、「合併の財政的な効果や市民感覚を考慮する必要がある一方で、人数が減って、しっかりと民意を反映できるのかという市民感情もある」などがありました。議論の結果、特例の適用については、まず、合併特例法第8条の規定に基づく定数特例を適用することが適当であるとしました。

定数特例を適用する期間につきましても、慎重な議論を行いました。議論の主な意見としましては、「合併後の市政運営等について、民意を酌むことは当然だが、その期間として、適用回数1回の2年間は短いと考える。両市が抱えている将来のまちづくりや課題を公平な観点で見ていくには、適用回数は2回とし6年間とした方がよい」といったもの、また「新市まちづくり計画が着実に実行されているかをチェックしていくことも議会として必要であるが、合併後の市に地域審議会等が設置される場合は、当該審議会等がその機能を有することになることも考慮する必要がある」というものがありました。定数特例の適用回数につきましては、当小委員会の意見を踏まえ、南足柄市議会側で検討していただいた上で整理していくこととしましたが、その後に開催された南足柄市議会の調査特別委員会において、定数特例を1回適用することで意見がまとまったとの報告をいただきました。

以上の検討経過を踏まえ、当小委員会といたしましては、2ページのとおり検討結果をまとめましたので、2ページにお戻りいただき、「4 検討結果」をご覧ください。

当小委員会では、このたびの小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会が、その協議方針に行財政改革を挙げて協議を行っていることに留意しつつ、合併後の市の議会が、市域の拡大に応じて的確に地域住民を代表する役割を果たすべきことを念頭に、慎重に検討を行った結果、付託された事項については次のとおりとすることが適当であるとの結論を得ました。

「(1) 議会議員の定数及び報酬」の「①方針案」としましては、「合併後の市の議会の条例定数は、28人とする」、「合併後の市の議会議員の報酬は、合併時において小田原市議会議員の議員報酬等

に関する条例に定める水準とする」といたしました。「②理由」としましては、「議会議員の条例定数及び報酬については、任意協議会において、すでに協議済みである常勤特別職の報酬に係る調整結果が、概ね現在の小田原市の水準を適用するとしていることに加えて、県内の同規模自治体の各市議会の状況を参考とした。なお、報酬については、行財政改革の観点から合併を機に見直すことが望ましいとする意見の他、合併時は小田原市の水準を適用しつつも、合併後には改めてこれを検討することが必要であるという意見もあった」としております。

「(2) 議会議員の定数及び在任の特例の取扱い」の「①方針案」としましては、「定数及び在任の特例の取扱いについては、在任特例を適用せず、合併時に限り、特例法第8条第1項に規定する定数特例を適用することとし、このことに伴い執行される増員選挙においては、同法第8条第2項の規定により、編入される市の区域に選挙区を設けることとする。この場合、合併時に現在の南足柄市の区域を選挙区として定数6人の増員選挙が執行され、当該選挙により合併後の市の議員となった者の任期は、合併時における小田原市の議会議員の残任期間となる。なお、定数特例を適用する場合に、合併後最初に行われる一般選挙においても再度定数特例を適用することができるとする特例法第8条第4項の規定については、これを適用しない」としました。「②理由」としましては、「合併に伴い、市域が拡大し人口が増加することを踏まえ、合併後の市の議会は、住民の一体感が醸成されるまでの一定期間においては、特に編入される現在の南足柄市域の地域課題や住民の声を十分に把握し、これを適切に行政に反映させることができが可能な体制を確保することが必要である。その上で、合併後の市において期待される議会の役割等を総合的に勘案しつつも、合併に際して議会が率先して行財政改革に取り組むことの必要性に鑑み、特例の適用は必要最小限の範囲に止めるべきである。よって、両市の議会議員の全員が、合併後に引き続き在任することができるとする在任特例（特例法第9条）は適用せず、特例法第8条第1項の規定に基づく定数特例を合併時に限り適用することが適当とするものである」としております。

また、この検討結果につきましては、当小委員会規程第5条第4項の規定に基づき、協議会委員の大学教授の方と両市の自治会長に当小委員会としての検討の経過をご説明しましたところ、取りまとめの方向として適切であると評価していただきましたことを申し添えます。

なお、報告書3ページから4ページにかけまして、関係法令として合併特例法の抜粋を記載しましたので、ご参考としてください。

以上が、当小委員会における検討内容及び検討結果ですが、委員の皆様におかれましては、当小委員会の報告書の趣旨にご賛同を賜り、協議案のとおりご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げ、議會議員の定数及び在任等に関する小委員会検討結果についての報告を終わります。

加藤会長

今村委員、ありがとうございました。

ただいま「協議第30号 議會議員の定数及び在任等の取扱いについて」、事務局からの説明と、小委員会委員長の今村委員からご報告をいただきました。ご意見、ご質問等ございましたら、挙手にてお願ひいたします。

よろしいでしょうか。ここで、学識経験者であられます、大杉委員からもご見解をいただけたらと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

大杉委員

今日は、非常に重要なテーマをいろいろ扱っていますけど、その中でもこの案件はとても重要な件で、当然ながら、合併をした場合の新しい市の言わば民主的な制度性に関わる部分でありまして、単に個々の議員の処遇だけではないことありますし、特に編入合併という手続きをとった場合に、編入される地域にあたる南足柄市の民主的な代表制のあり方にも直結する非常に重要な事項ということで、もう今ご報告いただいたとおり、今村委員長の下、リーダーシップを発揮していただき、甚だこれは非常に難しい選択を迫られて、特に南足柄市の議会の皆様の間でもいろいろな議論があったかと思思いますけれども、私としては、非常に適切な形でまとめていただいたかなと。議会というものに対して、いろいろな考え方があるわけですが、やはり住民の代表として、市長とともに議会というものが民意を反映させていく場であり、そうしたもののがきちんとした形で残っていく必要がある。一方で、2つの市域が合併した場合に、その特例をあまりにも活用し過ぎた場合に、どのように出てくるのかという現実的な課題というようなこともある中で、非常に、私としてはベストな組み合わせの取りまとめをしていただいたということで、管理者の方々も、本当にご苦労されたなと思いますけど、大変評価したいと思っております。

加藤会長	<p>大杉先生、ありがとうございました。ただいまの先生のコメントに、いろいろ集約されていると思いますけれども、その他、委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたら、お願ひいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、ご質疑等もないようでございますので、「協議第30号 議会議員の定数及び在任等の取扱いについて」は、原案のとおり、ご承認いただいたということで、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>&lt;異議なしとの声あり&gt;</p>
加藤会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、「協議第31号 一般職の職員の身分の取扱いについて」を議題といたします。事務局に説明を求めます。</p>
早川副事務局長	<p>「協議第31号 一般職の職員の身分の取扱いについて」をご説明いたします。</p> <p>お手元の資料「協議第31号 一般職の職員の身分の取扱いについて」をご覧ください。</p> <p>協議第31号は、「一般職の職員の身分の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める」として、調整方針としては、「1 南足柄市の一般職の職員は、全て合併後の市の職員として引き継ぐものとする」、「2 引き継ぐ際の職務の級は、小田原市の制度に基づき、他の職員との均衡を考慮して決定するものとする」、「3 給与については、小田原市の制度を適用するものとする。ただし、引き上げ、引き下げとともに5年間をかけて段階的に行う」、「4 手当については、小田原市の制度を適用するものとする。ただし、南足柄市の一般職の職員の退職手当については合併時の南足柄市の基準で算出した手当の額を現給保障する。退職手当を除くその他の手当は現給保障を行わない。また、地域手当率は5年をかけて段階的に統合する」、「5 職名については、小田原市の制度を適用するものとする」、「6 勤務時間、休暇については、小田原市の制度を適用するものとする」、「7 職員定数については、合併後の市の効率的な運営及び合併による行財政効果を確保するため、合併時までに職員数適正化計画を策定し、定員を管理するものとする」としております。</p> <p>調整理由としては、職員の身分については、合併特例法により、</p>

合併後の市の職員としての身分を保有するように措置しなければならないと定めているため、しております。職務の級については、経験年数や学歴等を勘案して、他の職員との均衡を考慮して決定されることが適当であるためとしておりますが、管理職については、任用に応じて、その者の職務の級が決定されるものとしております。給与については、引き上げ対象者と引き下げ対象者がございますが、引き上げ対象者は、初年度は給料月額、地域手当率ともに据え置き、5年間をかけて段階的な引き上げを行うとし、引き下げ対象者については、5年間の現給保障を行うとしております。手当については、幅広い制度が整備されている小田原市の制度を適用することが適当であるためとしております。職名の取扱いについては、現状の組織の規模や事務権限等を勘案し、小田原市の制度を適用することが適当であるためとしております。勤務時間と休暇については、両市の現状の水準が概ね同等であるためとしております。職員定数については、同規模自治体等の定数及び事務事業調整の結果等を勘案し、職員数適正化計画を策定し、定員を管理するとしております。

次の別紙をご覧ください。別紙には両市の給料表等の現況について記載してございます。

1ページ上段の給料表については、小田原市は国の給料表を準用し、行政職と消防職は一般職給料表（1）として8級制、技能労務職は一般職給料表（2）として5級制、医療職は職務により医療職給料表（1）から（3）に分類されております。一方、南足柄市は国の給料表と構造は同じであります、行政職は一般職給料表（1）として7級制となっております。南足柄市は国の給料表の5級を使用しておらず、南足柄市の5級は国の6級、6級は国の7級、7級は国の8級という形になっております。技能労務職は技能職給料表（2）として6級制とし、市独自の構造、水準でございます。

その下から2ページにかけて、級別職務として、職種別に級と職名を記載しておりますので、ご参考にしていただければと存じます。

3ページの諸手当につきましては、小田原市は地域手当を7%支給しているのに対し、南足柄市は地域手当の支給がなく、その他、扶養手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、住居手当の借家分、宿日直手当の支給額において両市で差異がございます。下段の退職手当の支給水準については、両市ともに国と同水準であります。特殊勤務手当については、両市共通の手当もございますが、種類や支給額に差異があります。

4ページ下段から6ページ上段にかけては、職種別の職名を記載

しておりますので、こちらもご参考にしていただきたいと存じます。

6ページ中段の勤務時間につきましては、行政職と技能労務職は、原則午前8時30分から午後5時15分まで、休憩時間は原則正午から午後1時まで、労働時間は7時間45分間、週休日は原則日曜日及び土曜日と両市同水準となっております。小田原市の医療職及び消防職については、通常勤務の他に交替勤務がございます。

なお、休暇の水準についても、両市ともほぼ同等でございます。

下段の職員定数については、平成28年4月1日現在で小田原市の条例定数が2,239人、南足柄市が360人、実数は小田原市が2,159人、南足柄市が304人であります。

以上をもちまして「協議第31号 一般職の職員の身分の取扱いについて」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願ひ申し上げます。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第31号 一般職の職員の身分の取扱いについて」の説明がございました。ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

池田委員、お願ひいたします。

池田委員

南足柄市の池田です。最初の協議第31号と書かれている紙の4番目の項目についてですが、最後の行に、「また、地域手当率は5年をかけて段階的に統合する。」と書かれておりますが、段階的にどういう方向に統合するのか、その辺を教えてください。

加藤会長

地域手当の統合の仕方ということですね。事務局、お願ひいたします。

企画部会

企画部会からご説明させていただきます。現段階で考えております、5年をかけて段階的に統合するということにつきましては、合併1年目につきましては、南足柄市の職員については支給しないままでし、2年目に1%、3年目に3%、4年目に5%、そして5年目に小田原市の支給水準である7%に、5年をかけて統合するという案で検討してございます。

池田委員

行財政改革という部分において、いろいろなコストを下げるということで、いろいろな部署で検討されていると思うのですが、この地域手当を全体で引き下げるだとか、廃止も含めて削減するという

ような議論はなかつたのでしょうか。

企画部会

地域手当につきましては、国の支給水準が示されておりまして、こういった国の支給水準に基づきまして、現在、小田原市の方で支給されている、それに向けて設定されている部分というのがございます。一方、南足柄市の人口5万人以下につきましては、賃金構造基本統計調査等で示されていないという部分がございまして、現段階では地域手当の支給水準は示されておりませんけれども、こういった中で諸々の議論はございましたが、やはり全体的には手当につきましては小田原市の制度を適用するという、総括的な調整方針もございますので、そういった方針に基づきまして、全体としては、小田原市の手当の水準に合わせるというところで検討したところでございます。

加藤会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

ご質疑等も尽きたようでございますので、「協議第31号 一般職の職員の身分の取扱いについて」は、原案のとおり、ご承認いただいたということで、ご異議ございませんでしょうか。

<異議なしの声あり>

加藤会長

ありがとうございます。

次に、「協議第32号 条例、規則等の取扱いについて」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「協議第32号 条例、規則等の取扱いについて」をご説明いたします。

お手元の資料「協議第32号 条例、規則等の取扱いについて」をご覧ください。

協議第32号は、「条例、規則等の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める」としまして、調整方針としましては、「小田原市の条例、規則等を適用する。ただし、事務事業調整の結果を踏まえ必要に応じ制定、改廃を行うものとする」としております。

調整理由としましては、合併の方式を「南足柄市域を小田原市に編入する編入合併とする」と想定しておりますことから、合併の前

日をもって南足柄市の法人格が消滅することに伴い、南足柄市の条例、規則等はすべて失効するためとしております。また、事務事業調整の結果を踏まえ、条例、規則等の制定、改廃が必要であるためとしております。

1枚めくつて別紙をご覧ください。

別紙には、事務事業調整の結果を踏まえ、制定、改廃が必要な条例を一覧で記載しております。一覧中の「○○○市」とある部分については、先程、協議第29号において、合併後の市の名称を「小田原市」としましたことから、「小田原市」と読み替えていただきたいと存じます。

まず、1ページには制定が必要な条例を記載しております。合併後の市において、制定が必要な条例は26件でございます。事務事業調整の結果、合併後の市においても継続実施することとした南足柄市の事務事業及び基金、施設等について制定するものでございます。5番の「自治基本条例」については、現在、両市で制定されている当該条例を廃止し、合併後の市において新たに条例を制定するとしているものでございます。

2ページから3ページにかけましては、改正が必要な条例を記載しております。事務事業調整の結果を踏まえ、現在の小田原市の各条例について改正が必要なものは57件でございます。2ページの8番「情報公開条例」については、出資団体等の情報公開について、南足柄市の例に倣い、指定管理者を加える旨の改正を行うこととしております。20番の「地域センター条例」は、南足柄市のコミュニティセンターについて当該条例を改正し、定めるとしているものでございます。

3ページ下段は廃止が必要な条例を記載しております。事務事業調整の結果を踏まえ、現在の小田原市の条例を廃止する必要があるものは4件でございます。1番の「小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例」は、小田原市の単独事業である小田原市市税滞納審査会について、事務事業調整の結果、廃止することとしたためであります。3番の「星崎記念館条例」及び4番の「小田原市勤労者会館条例」については、合併の前に該当施設を閉館する予定であるため廃止とするものであります。

なお、条例については以上でございますが、条例の他に規則及び規程・要綱等がありまして、表に記載はございませんが、事務事業調整の結果、合併後の市において、制定が必要な規則・規程・要綱等は78件、改正が必要な規則・規程・要綱等は306件、廃止が

必要な規則・規程・要綱等は44件でございます。

以上をもちまして「協議第32号 条例、規則等の取扱いについて」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願ひ申し上げます。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第32号 条例、規則等の取扱いについて」説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手にてお願ひいたします。

特に、ご質疑等もないようでございますので、「協議第32号 条例、規則等の取扱いについて」は、原案のとおり、ご承認いただいたということで、ご異議ございませんでしょうか。

<異議なしの声あり>

加藤会長

ありがとうございます。

次に、「協議第33号 事務組織及び機構の取扱いについて」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「協議第33号 事務組織及び機構の取扱いについて」をご説明いたします。

お手元の資料「協議第33号 事務組織及び機構の取扱いについて」をご覧ください。

協議第33号は、「事務組織及び機構の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める」としまして、調整方針としましては、「1 合併後の市の組織機構については、合併前の小田原市の組織機構を基本に編成することとし、効率的な行政運営が図られるよう調整する」、「2 出先機関（支所、連絡所、地域センター住民窓口、窓口コーナー及びサービスセンター）については、現時点において現行のとおりとし、南足柄市市民課の窓口を現在の小田原市支所等と位置付けることとする。なお、住民窓口の再編については、両市それぞれで検討を継続し、合併に際しては、その方針を踏まえ改めて合併後の市における出先機関のあり方を検討する」、「3 消防団については、合併後3年を目途に1団体制とする」、「4 条例等により設置されている附属機関については、それぞれの設置目的や実態などを考慮し、統廃合について調整する」としております。

調整理由としましては、組織機構については、小田原市の組織機構が南足柄市を概ね包含できるためとしております。出先機関につ

いては、施設の老朽化等の課題があり、統廃合を含む施設のあり方を検討する必要があるためとしております。消防団につきましては、指揮命令系統に支障が生じないようにするために1団体制とするが、地域の実情や長年の経緯等を考慮する他、人的な再編及び装備や資機材などの平準化を計画的に進める上では、移行期間を設ける必要があるためとしております。

1枚めくって別紙をご覧ください。

別紙の1ページから2ページにかけてが、合併後の市の行政機構図の案であります。現在の小田原市のものをベースに、事務事業調整の結果を踏まえ、枠囲みに示します南足柄市固有の機構等を加えて調整をしております。2ページ最下段の表にお示ししたとおり、現段階では、現行の小田原市と比較して、係が7つ増えて、19部80課218係となっておりますが、それぞれの市において機構改革が継続的に行われておりましたことから、機構図には変動が生じ得るものであります。なお、参考として、3ページから4ページにかけては、現在の小田原市の機構図、5ページには現在の南足柄市の組織図を示しております。

6ページをご覧ください。こちらは消防団の組織図で、概ね、合併3年後の形を示しております。現在の小田原市22分団と南足柄市の9分団を統合し、31分団体制となるよう組織するとしているでございます。7ページと8ページには、現在の両市の消防団の組織図を参考に示しております。

続いて、9ページから最後の16ページまでの一覧は、事務組織及び機構のうち、附属機関に関する調整方針（案）の一覧でございます。附属機関につきましては、第5回会議においてご協議いただきました附属機関委員に係る特別職職員の身分の取扱いの調整結果を踏まえて、必要な調整を行ったものでございます。

9ページ上段の「総合計画審議会」から、14ページ上段の「小田原市就学支援委員会、南足柄市教育支援委員会」までの68件につきましては、県内の類似団体の状況や会議開催の状況等を踏まえ「小田原市の事務処理方式を適用するもの」として整理したものでございます。

14ページをお開きください。

14ページ中段の「行政改革推進委員会」から15ページ中段の「南足柄市横溝千鶴子教育表彰選考委員会」までの13件は「新たな事務処理方式等を適用するもの」として整理したものでございます。このうち、14ページ下から3段目の「おだわら男女共同参画

「プラン策定検討委員会、南足柄市男女共同参画社会推進委員会」については、南足柄市及び近隣他市の事務処理方式を適用し、現在の小田原市の「市長の諮問に応じて開催する」という形態を「常設の委員会」に改めるものであります。

15ページ中段の「小田原市行政手続審査会」から最終ページの「小田原駅東口お城通り地区再開発事業広域交流施設ゾーン事業者選定委員会」までの11件は、開催状況から必要性に欠けるものや役割を終えたもの等のため、「廃止するもの」として整理したものでございます。

以上をもちまして「協議第33号 事務組織及び機構の取扱いについて」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願ひ申し上げます。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第33号 事務組織及び機構の取扱いについて」説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたら、お願ひいたします。

よろしいでしょうか。特にご質疑等ないようでございますので、「協議第33号 事務組織及び機構の取扱いについて」は、原案のとおり、ご承認いただくということで、ご異議ございませんでしょうか。

<異議なしの声あり>

加藤会長

ありがとうございます。

次に、「協議第34号 都市内分権について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「協議第34号 都市内分権について」を説明いたします。

お手元の資料「協議第34号 都市内分権について」をご覧ください。

協議第34号は、「都市内分権に係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める」として、調整方針として、「1 市町村の合併の特例に関する法律第22条第1項の規定に基づき、合併前の南足柄市の区域に『地域審議会』を設置する」、「2 同条第2項の規定により、合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、合併時までに両市の協議により定める」としております。

調整理由としましては、合併に際して、編入される地域における行政との連絡調整や住民の行政参加の機会をいかに担保するかという課題に対し、法制度によらない既存の仕組みは、広く全市的に市政全般に関する市民の意向を把握することに重きを置いて設けられているため、特定の地域の意見を聴取し、市政に反映させるという点では十分とは言えない。そこで、このような課題の対応策として法により制度化された仕組みの活用を検討すべきであるということ、また、法制度上の仕組みには、地域審議会、地域自治区及び合併特例区があるが、行政と地域との緊密・円滑な連絡調整を保障するという働きは先行例においても共通して確認されているところであることから、設置・運営コストを最も抑制できる「地域審議会」を設置することが適当であるとしております。なお、地域審議会の設置期間、構成員の定数、任期、任免、その他の地域審議会の組織及び運営に関する事項については、行政連絡機構として位置づける自治会組織や広報委員制度などの既存の仕組みの合併後のあり方を考慮して協議すべきである、としております。

この都市内分権に関する協議については、都市内分権に関する小委員会に調査及び審議が付託され、4回の会議を経て別添の検討結果報告書が提出されており、ただいまご説明いたしました調整方針案は、この報告書の検討結果を踏まえて提出するものでございます。

以上をもちまして「協議第34号 都市内分権について」の事務局からの説明を終わります。ご協議をよろしくお願ひ申し上げます。

加藤会長

協議第34号について、ただいま事務局から説明がございましたとおり、本件につきましては、都市内分権に関する小委員会を設置し、詳細な調査、審議を付託していたものであります。そこで、小委員会での調査、審議の経過につきまして、小委員会の委員長であられます石田委員からご報告くださいますようお願いいたします。

石田委員

それでは、私から、都市内分権に関する小委員会検討結果について、ご報告いたします。

表紙をおめくりいただき、1ページをご覧ください。

「1 小委員会の所掌事務」につきましては、「地域審議会、地域自治区及び合併特例区の制度の運用等に関すること」でございます。

「2 委員」につきましては、表に記載の14名の構成となっております。

「3 会議の開催経過」につきましては、第1回会議を本年3月

15日に南足柄市役所で開催し、私が委員長を仰せつかり、副委員長には加部裕彦委員が選出されました。以後、第2回会議を4月12日に、第3回会議を4月24日に、第4回会議を5月18日に開催いたしました。なお、検討の経過について、5ページからの別紙に記載していますので、5ページをご覧ください。

まず、「1 法制度上の仕組み」について説明します。法制度上の仕組みには（1）地域審議会、（2）地域自治区、そして6ページの（3）合併特例区の3種類がございます。

はじめに、「（1）地域審議会」をご説明いたします。地域審議会は、合併により地域の意見が市の施策に反映されにくくなるといった懸念に対し、市域を区切って、その区域ごとに住民の意見をまとめる場を設けることで、合併後の市の施策にきめ細かく反映させようとするための制度であります。この地域審議会は、合併前の協議により元の市町村の区域ごとに設置することができるもので、位置づけとしては、地方自治法上の附属機関となります。地域審議会の権限としては、市長から合併市町村基本計画の変更やその区域に係る事務について諮問された時に、意見を述べることができます。また、必要に応じて、その区域における施策の実施などについて、市長に対して意見を述べることができます。なお、地域審議会の設置期間や構成員の定数、任期、任免その他の必要な事項については、協議において定めることとなります。

次に、「（2）地域自治区」について説明いたします。地域自治区は、住民に身近な事務処理に、住民の意見を反映させるとともに、行政と住民との相互の連携を図ることを目的として定められた制度で、地域審議会と同様に合併前の協議により元の市町村の単位で設置することができるものです。地域自治区には、住民が参画する地域協議会とその活動を支える行政の事務所が置かれます。地域協議会の構成員は、地域自治区の住民のうちから市長が選任します。地域協議会の権限としては、市長から合併市町村基本計画の変更や、協議で定める市の施策に関する重要事項で、地域自治区の区域に係るものやの決定などについて諮問された時に、意見を述べることができます。また、必要に応じて、地域自治区の事務所が所掌する事務などについて、市長に対して意見を述べることができます。事務所には、一般職の事務所長を置くことになりますが、この事務所長に代えて市長が選任する特別職の区長を置くこともできます。事務所は、事務所長または区長の指揮監督のもと、市長から分掌された事務及び地域協議会の庶務を行います。また、これらの事務の執行に

必要となる予算については、市において措置することとなります。また、地域自治区を設置すると、住居表示には市の名称とともに区の名称を冠する必要があります。以上のことの他、地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域、地域協議会の構成員の定数、任期、任免その他の必要な事項については、協議において定めることとなります。

6ページをご覧ください。「(3) 合併特例区」について説明いたします。合併特例区の設置目的は地域自治区と同様ですが、合併特例区は、他の2つの制度と違い法人格を有する特別地方公共団体となります。合併特例区は、合併前の協議において規約を定め、知事の認可を得て、元の市町村の単位で設置することができます。合併特例区には、住民が参画する合併特例区協議会とその活動を支える事務所が置かれます。合併特例区協議会の構成員については、合併特例区の住民で市議会議員の被選挙権を有するもののうちから、規約で定める方法により市長が選任します。合併特例区協議会の権限としては、市長もしくは合併特例区の長などから合併市町村基本計画の変更や、規約で定める市の施策に関する重要事項で、合併特例区の区域に係るものや決定などについて諮詢された時に、意見を述べることができます。また、必要に応じて、合併特例区が処理する事務などについて、市長に対して意見を述べることができます。また、合併特例区の予算や規則などの同意権が付与されています。区長については、合併特例区には、合併特例区を代表し、事務を総理する特別職の区長を置かなければならぬとされ、市長の被選挙権を有する者のうちから市長が選任します。合併特例区の事務所は、区長の指揮監督のもと、合併特例区で処理することが適当な事務及び区域住民の生活の利便性向上等のため、特に必要な事務のうち、規約で定めるものを処理するとともに、合併特例区協議会の庶務を行います。これらの事務の執行に必要となる予算については、市からの移転財源により措置することとなります。また、合併特例区を設置すると、住居表示には市の名称とともに区の名称を冠する必要があります。以上のことの他、合併特例区の名称、区域、区長の任期及び特例区の事務所の位置、合併特例区協議会の構成員の定数、任期、任免その他の必要な事項については、協議において規約で定めることとなります。

7ページをご覧ください。「(4) 各制度における設置期間の比較」についてですが、地域審議会及び地域自治区については、合併協議により定める期間となり、法律による上限はございません。ただし、

他自治体での先行例によれば、地域審議会については10年以内、地域自治区については5年から10年までの間としている例が多くなっています。それに対し、合併特例区については、法律により5年以内とする上限が設けられています。以上が、法制度上の仕組みの概要です。

続いて、「2 法制度上の仕組みの設置状況」として、設置団体数の推移を整理しております。(1)の表は、小田原市と同じ施行時特例市以上の規模をもった自治体での合併事例において、合併に際して法制度上の仕組みを導入した団体数を示しております。89団体の事例において、地域審議会を設置した団体数が最多の42団体であり、地域自治区が9団体、合併特例区が7団体となっております。残りの31団体については、合併に際して法制度上の仕組みを導入しておりません。(2)のグラフは、それぞれの年度において法制度上の仕組みを設置している市町村の数を表しております。いわゆる平成の合併が平成22年度までに終息しましたことから、それから5年が経過する中で、どの制度も減少傾向にあります。平成28年において、地域審議会を設置しているのは40市町村、地域自治区は12市町村となっており、合併特例区については、平成27年度以降は存在しておりません。

8ページをご覧ください。「3 法制度上の仕組みの効果と課題」について、(1)には、それぞれの仕組みの効果と課題を表にまとめ、それを踏まえて、9ページに(2)として法制度上の仕組みを導入する場合の考察を記述しています。

まず、効果についてですが、いずれの制度においても、法制度上の仕組みを土台として、各地域組織が自主的・自立的に効果的なまちづくりを展開していることが窺えました。また、効果の「その他」の欄に記述しておりますが、地域自治区や合併特例区では住居表示に区の名称を冠することとされていますので、例えば合併前の市町村の地名などを残すことができるという点を効果に含めていますが、これは逆に、住所の表記が長くなるなどの不便を伴う場合もありますので、注意を要すると考えられます。そして、合併特例区に固有の効果として、合併特例区は法人格を持ちますので、公の施設の設置及び管理を地域において実施することができるという点が挙げられるますが、この点についても、他の地域の住民が使いにくくなるといった不都合が生じないよう、注意が必要になると思われます。

続いて、課題についてですが、まず、地域審議会のところに挙げていますが、取り扱う審議内容や諮問事項が、区域内の事柄に限ら

れますので、全市的な課題について地域の声をまとめるといった運営には向かないということ、また、運営方法によっては、建設的な審議とならずに、単に地域住民の要望や陳情を受けるだけの場になってしまふという事例も少なくないようでございます。また、市議会や各種審議会、既存の地域コミュニティ組織などとの役割分担が不明確になってしまったという自治体もあるようでございます。この他、記載のとおりの課題が挙げられておりまして、合併特例区につきましては、調査対象市町村が少ないため、ここでは未集計となっておりますが、どの制度においても、取り扱う審議内容や運営方法に工夫を要することや、組織の位置づけを明確に整理することが難しい、などの課題が共通しているようでございます。また、「その他」の課題を2点挙げておりますが、地域自治区や合併特例区を導入した場合は、その区域内に事務所を新たに設置することになり、合併特例区の場合には特別職の区長が必置になりますので、地域審議会を導入する場合よりも経費が嵩む可能性が高くなります。それから、地域自治区や合併特例区では、住居表示に区域の名称を冠することになりますが、設置期間が満了すればそれをまた外すといった不便が生じるという課題がございます。

以上を踏まえて、9ページに「(2) 法制度上の仕組みを導入する場合の考察」として5点を挙げています。

まず、効果の面としては、どの制度を採用した場合も、合併前の市町村の区域ごとの住民の意見をよりきめ細かく行政施策に反映させることができるということは共通しており、地域内のまちづくりを進めるという意味においては大きな差異は見られません。それから、課題の面になりますが、どの制度においても、合併前の市町村の区域ごとに組織体が設置されることで、新市としての一体感が醸成されにくくなるという点が懸念されます。また、一部の地域にこのような特別な組織を置くことが、公平性の観点から適当でないという見方もあるようです。

最後にコストの課題ですが、これは、地域審議会より地域自治区、地域自治区より合併特例区といった順で事務量も組織も大きくなりますので、これに比例してコストが嵩むという点が挙げられます。

ここまでが法制度上の仕組みの説明であります。

続いて、こうした法制度に基づかない仕組みとして、「4両市の既存の仕組み」について説明します。

「(1) 各種計画や重要施策に関する取組」として、パブリックコメントと附属機関への参画、「(2) その他の仕組み」として、市長

への手紙、市長との集団広聴事業、市民意識調査、それに小田原市で実施している広報委員制度を挙げております、次の10ページにそれらの仕組みの関係性を図示しています。

10ページの下段から、「5 両市の既存の仕組みの効果と課題」としまして、まず、「(1) 既存の仕組みの効果と課題」について、表にまとめております。

1つ目の「パブリックコメント」については、市民の市政への参画機会として機能していますが、総じて市民から提出される意見があまり多くないという課題が挙げられます。

2つ目の「附属機関への参画」については、市民が直接的に参画できる仕組みですが、委員数に限りがあり、誰もが参画できるわけではないという点が課題と言いますか、制度の限界ということが挙げられます。

11ページに続きまして、「市長への手紙」については、市民が市長に対して自由に意見や要望を言うことができる仕組みではあります、その内容を市の施策形成や事業運営に直接的には反映しにくいという課題があります。

次の「市長との集団広聴事業」については、市民が市長と直接的に意見交換できるものですが、全ての市民が参加しやすい環境いうものはなかなか実現しにくいという課題があります。

次の「市民意識調査」については、市民の意向を効率よく把握でき、市政運営の基礎資料として活用しやすいわけですが、調査の集計や分析にはコストと時間がかかるなどの課題があります。

最後に、「広報委員制度」についてですが、小田原市で実施しているこの制度は、連合自治会単位で推薦された広報委員長と単位自治会から推薦された広報委員が、市の方針や事業等の広報事項について地域住民に伝えるとともに、地域での課題や市政への要望を行政に伝えるという役割を果たしています。この広報委員制度は、行政と地域との双方向の連絡調整の仕組みとして有効に機能していますが、自治会組織を活用する仕組みでありますことから、自治会加入率の維持・向上が必要であるという点を課題として挙げております。

以上の既存の制度の効果と課題を総括して、「(2) 既存の仕組みの考察」をまとめております。

まず、各種計画や重要施策に関する仕組みに挙げた2つの仕組みにつきましては、特定の事柄に対する意見聴取には有効ですが、地域における一般的な市民意見を聴取するための手法としては適しておりません。

次に、その他の仕組みに挙げた「市長への手紙」や「市長との集団広聴事業」につきましては、様々な意見や要望を地域の課題として把握し、それを市政に反映させるという点では限界があります。次の「市民意識調査」については、コストが大きく、多用することができません。

ここまでの中でも、これまでの仕組みに共通して言えることは、いずれも特定の地域の意見を集約して聴取することが難しく、行政と地域との連絡調整の機能としては活用しにくい、または運用上の工夫が必要になる、ということになります。

こうした中で、最後の「広報委員制度」につきましては、各地域の課題や要望を広く集約して行政が的確に把握することができ、また、それが市の施策や事業にどのように反映されたかのフィードバックも行いやすいので、地域との連絡調整という点では、特に有効な制度であると考えられます。

続いて、12ページをご覧ください。ここまで、法制度に基づく仕組みと、法制度に基づかない既存の仕組みについて検討してきたことを踏まえて、「6 最も望ましいと考えられる仕組みについて」、当小委員会としての意見を総括しています。

まず、上段に、現在の南足柄市域に法制度上の仕組みの一つである「地域審議会」を設置することが最も望ましいと結論付けています。その理由を、下の囲みに記載しています。

一つ目として、既存の仕組みでは地域の意見を聴取し、市政に反映させるという点では十分でないということ、二つ目として、南足柄市民の合併に対する不安感を解消するためには、地域意見を把握する仕組みが定着するまでは、法制度上の仕組みを導入し、行政参加の機会を担保することが必要であること、そして三つ目として、法制度上の仕組みはどの仕組みでも効果が得られるため、最もコストが抑制できる「地域審議会」を設置することが望ましいということ、以上、3点を理由として挙げています。なお、4点目として、小田原市の広報委員制度や地域コミュニティ組織については、小田原市において有効に機能しているので、南足柄市の区域でも積極的に導入を図っていけるように検討を進めていくことが必要であるということも付け加えています。

以上の検討経過を踏まえ、当小委員会としましては、2ページのとおり検討結果をまとめましたので、2ページにお戻りいただき、中段の「4 検討結果」をご覧ください。この内容については、ここまで縷々ご説明いたしましたとおりでございます。

「(1) 方針案」の一つ目として、「市町村の合併の特例に関する法律第22条第1項の規定に基づき、合併前の南足柄市の区域に『地域審議会』を設置する」ということ。そして、二つ目として、「同条第2項の規定により、合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、合併時までに両市の協議により定める」としています。

「(2) 理由」については、ただいま検討経過の中で触れたとおりでございます。

なお、3ページに、合併特例法のうちの地域審議会に関する条文を記載しましたので、ご参考としてください。

以上が、当小委員会における検討内容及び検討結果ですが、委員の皆様におかれましては、当小委員会の報告書の趣旨にご賛同を賜り、協議案のとおりご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げ、都市内分権に関する小委員会検討結果についての報告を終わります。

加藤会長

ありがとうございました。

ただいま「協議第34号 都市内分権について」、事務局からの説明と、小委員会委員長の石田委員から報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたら、お願ひいたします。

よろしいでしょうか。そうしましたら、再びありますが、学識経験者であられます大杉委員から、ご見解をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

大杉委員

取りまとめ、ありがとうございます。編入合併ということを前提として、その編入される地域である南足柄市と新市との関係、特に行政、皆さんの繋がり、連絡体制をどうするかということで、ここでは、地域審議会という手法を選択されて、一つの見識として、あるのかなと思いました。ただしと言いますか、それはそれで私はよろしいかと思っているのですが、また、都市内分権というときには、こうした合併地域のあり方をどう考えるのかというのも一つではあるのですが、今後の、より長期的な地域のあり方を考えるとき、この中で行政連絡機構として位置づけるのが適當かどうかは別として、自治会組織であるとか、あるいは報告書の最後にもありましたような、よく全国的にも今、様々な地域で学校区単位くらいで設けられるような地域コミュニティ組織のあり様であるとか、これは個別の行政分野につきましても、例えば、地域包括ケアの類であると

か、こうした様々な、いろいろな地域の自治ということのあり方の中で都市内分権を考えていくことも、合併に際して、並行して議論してきた例は多々あるわけです。今回、そこまでの議論と言いますか、それとはまた別に、とりわけその規模の大きな南足柄市というところの地域審議会ということでまとめられたということで、ただ、今後のあり方を考えていくときに、ぜひこうした視点を持ち合わせていただければなというのが、私から申し上げたいことです。

加藤会長

大杉先生、ありがとうございます。

その他、皆さんいかがでしょうか。

ただいま、大杉委員からお話をございました点も含めて、私も報告を受けている範囲では、様々な地域の自治に関する議論がこの委員会では交わされたと伺っております。そういった中で、小田原市の取組であったり南足柄市の実情であったり、各地の先進的な事例の状況など、随分共有されたようあります。今回の小委員会の結論としては地域審議会の設置ということに尽きるわけでございますけれども、その裾野で様々な有意義な意見交換があったということを私も伺っておりますので、非常に中身の濃い議論であったのかなと思っております。

それでは、特にご質疑等もないようでございますので、「協議第34号 都市内分権について」は、原案のとおり、ご承認いただいたということで、ご異議ございませんでしょうか。

＜異議なしとの声あり＞

加藤会長

ありがとうございます。

次に、審査順序表の5、報告事項の【合併関係項目】、「報告第11号 他の事務事業調整について（B Cランク）」を議題といたします。事務局に報告を求めます。

松岡副事務局長

報告第11号「他の事務事業調整について（B Cランク）」をご説明させていただきます。

お手元の資料「報告第11号 他の事務事業調整について（B Cランク）」をご覧ください。

報告第11号は、他の事務事業調整について、部会、幹事会において、事務事業の調整方針が整ったものについて、別紙のとお

り報告するものでございます。

1枚めくつて別紙をご覧ください。

こちらは、部会ごとに、各事務事業の調整案と調整内容の決定の考え方をまとめたもので、今回報告する事務事業はBランクが8事業、Cランクが131事業、計139事業でございます。そのうち、市民サービスを受ける方の範囲や利便性が変わるなど、市民生活に影響がある事務事業は4事業で、該当の事務事業については、資料の右から2番目の「市民生活への影響」の欄に○印を付けております。なお、当該事業については、別に資料として事務事業調書を添付してございますので、必要な都度ご参照いただければと思います。

それでは、市民生活に影響のある事務事業を含め、主な事業についてご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

市民部会の上から2段目、事務事業番号031103「支所、地域センター住民窓口、連絡所、窓口コーナー、サービスセンター事務」については、本日、「協議第33号 事務組織及び機構の取扱いについて」でご協議いただいた出先機関に係る事務事業でございますが、現時点において、現行のとおりとし、南足柄市市民課の窓口は現在の小田原市支所等と同様の事務を取り扱うこととするものであります。

次に、同じく1ページ、防災・消防部会の最上段、事務事業番号042111「消防団資機材整備事業」については、消防庁から示される装備基準により、引き続き地域の実情に合わせて各消防団が整備していくものであります。

次に、1段下、事務事業番号042112「消防団車両等整備事業」については、既存の更新計画に基づき実施することが、消防力維持の観点から望ましいことから、更新期間は継続し、整備水準については、合併後、速やかに検討に着手し、3年以内に定めるものであります。

4ページをご覧ください。

下から5段目、事務事業番号093153「高付加価値化対応野菜産地事業費補助金」については、小田原市独自の事業であり、南足柄市のオリーブ生産者の支援も行うため、小田原市の事務処理方式を適用するものであります。

次に、3段下、事務事業番号093177「小田原産木材住宅リフォーム等助成事業」については、小田原市独自の事業であり、地域産木材の利用促進を図るため、小田原産木材を利用した住宅リフ

オーム等に対し助成をするもので、南足柄市域に拡大して実施するものであります。

9ページをご覧ください。

建設部会の上から2段目、事務事業番号113118「緑化推進事務」については、小田原市独自の事業であり、住宅街や公共空間など、まちなかの花や緑の充実に向けた各種支援を南足柄市域に拡大するものでございます。

以上をもちまして「報告第11号 その他の事務事業調整について（BCランク）」の説明を終わります。

なお、今回の報告をもちまして、すべてのBCランクの事務事業調整の報告が終わることになります。よろしくお願ひいたします。

加藤会長

「報告第11号 その他の事務事業調整について（BCランク）」の報告でございました。ご質問等ございましたら、お願ひいたします。

では特に、ご質疑等ないようでございますので、「報告第11号 その他の事務事業調整について（BCランク）」は、ご確認いただいたということでよろしくお願ひします。

そうしましたら、だいぶ時間が経過しておりますけれども、もう少しございますが、ここで休憩を入れたいと思います。17時40分の再開でお願いいたします。その後はできるだけコンパクトに残りの議案等は進めていますので、よろしくお願ひいたします。

<暫時休憩>

加藤会長

それでは、休憩前に引き続き、再開させていただきます。

審査順序表の6、【合併関係項目】の「協議第35号 新市まちづくり計画（案）について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

松岡副事務局長

「協議第35号 新市まちづくり計画（案）」についてご説明させていただきます。

お手元の「協議第35号 新市まちづくり計画（案）について」をご覧ください。

協議第35号は、「新市まちづくり計画（案）を、別紙のとおり定めることについて協議を求める」ものでございます。

1枚めくって、別紙をご覧ください。

「新市まちづくり計画（案）」は、2市が合併した場合の新市のまちづくりの方針や重点的な取り組みをまとめたものでございます。

内容については、別添「資料1 新市まちづくり計画（案）概要」でご説明させていただきますので、そちらをご覧いただければと思います。

まず、「第1章 計画の位置付け」の「1 新市まちづくり計画の策定趣旨」であります。本計画は、小田原市と南足柄市が少子高齢化や人口減少等に伴う財政状況の悪化という2市共通の課題に対し、両市がこれまで取り組んできたまちづくりを基本的に継承するという考え方の下、地域の特性を最大限に生かすことを前提に、新市が取り組むまちづくりの方向性を示すもので、今後法定協議会に移行した際に策定される合併市町村基本計画の基とすることを想定し策定するものでございます。

次に、「2 2市の概況」では、2市の人口の推移や推計、財政状況を示しており、2市ともに将来的な人口減少と財政状況の悪化が見込まれる推計となっております。下段の左が小田原市の歳入歳出差額と累積収支の推計で、平成42年に202億円の収支不足が見込まれているところでございます。右が南足柄市の歳入歳出差額と累積収支の推計で、平成42年に65億円の収支不足が見込まれている状況となっております。なお、概要には示しておりませんが、両市とも厳しい財政収支が見込まれており、財政健全化のため、行政改革を実施していくこととしていることから、行政改革の目標効果額を勘案した場合の収支が、本書の方には推計として併せてお示しさせていただいております。

「3 計画の枠組み」では、本計画を策定する上での枠組みとして、対象地域は2市の全域とすること、合併の方式は南足柄市域を小田原市に編入する編入合併とすること、合併の時期を平成32年度中にすることとしております。計画の期間は合併年度及びこれに続く10年間としていることから、平成32年度から平成42年度までとなります。また、計画策定の基本的な考え方として、両市がそれぞれ取り組んできたまちづくりを基本的に継承するという考え方の下、両市の総合計画を基本としつつ、市民意向も参考に、両市を持つ地域資源を生かした計画とすることとしてございます。

続いて、「第2章 新市の基本方針」の「1 両市のまちづくりの継承と融合」では、合併による行財政基盤の強化により、両市がこれまで取り組んできたまちづくりを着実に継続するとともに、地域・団体・企業など多様な主体と行政との連携や協働を新市でも継

続・推進し、市民の力を新市のまちづくりの推進力とし、新たな活気と魅力あふれる住みよいまちの実現を目指すという新市のまちづくりに対する基本的な方針を示してございます。

2ページをご覧ください。

「2 まちづくりの方向性」では、両市の総合計画の方針を基に再編、分類した、6つのまちづくりの方向性を示しております。6つの方向性の1つ目が福祉医療分野で「元気と生きがいの創出と支えあいの社会づくり」、2つ目は暮らしと防災・防犯分野で「安全・安心を支える地域のつながりと協力体制の確立」、3つ目が子育て教育分野で「子どもたちが地域の中で健やかに育ち、学ぶ環境づくり」、4つ目は地域経済、歴史・文化分野として「産業の活性化と魅力の発信」、5つ目が自然環境、都市基盤の分野として「豊かな自然に囲まれ、魅力ある快適な住環境の整備」、最後の6つ目が市民自治、地域経営分野として「市民と行政が連携したまちづくり」でございます。そして、「3 まちづくりの方向性に基づく政策分野別の取組」では、6つのまちづくりの方向性に基づき推進する取組や主な施策を示してございます。

続いて、「第3章 新市の重点的な取組」の「1 新市の重点的施策」では、第2章で示した新市の基本方針の実現に向け、両市の総合計画における重点施策や市民意見等も参考に、特に力点を置くべき分野への集中的な取組を推進することにより、地域の特性を最大限に生かすとともに、新たな相乗効果を生み出し、これまで以上に効率的で効果的な行政運営の実現を目指すものとし、6つの重点的施策を定めてございます。

6つの重点的施策における1つ目として、「回遊性向上による地域観光の活性化」を挙げており、両市の観光資源の連携と一体的なPRによる相乗効果を生み出すとともに、回遊性の向上と交流人口の拡大を図り、地域観光の活性化を推進していくことを定めてございます。2つ目の「連携と交流の促進による地域産業の活性化」では、両市の多様な産業や地場産品の連携・交流を促し、新たなコラボレーションの創発や需要の拡大を目指すことを定めています。3つ目の「自然環境の保全と防災体制の強化」では、豊かな自然環境を一体的に保全、再生し、まちの魅力を保つとともに、広域的な視点で防災体制の強化を目指すことを定めています。4つ目の「地域福祉の増進」では、両市がこれまで進めてきた地域福祉の取組を着実に継続しつつ、それぞれの地域での成功事例や先進的な取組の情報を共有し、新たな取組の展開を促すことを定めています。5つ

目の「子育て支援の充実」では、子育て家庭のニーズに沿った、より効果的な子育て支援の展開を図ることを定めております。6つ目の「地域とともに生きる人材を育てる」では、郷土教育や体験学習を通じて郷土を愛する心を醸成するとともに、地域や世代を越えた交流の機会を充実させ、地域が地域社会の一員としての成長を支えることで、地域とともに生きる人材の育成を目指していくことを定めております。

続いて、「2 南足柄地域のまちづくり」では、合併の方式が南足柄市域を小田原市域に編入する編入合併としていることから、南足柄市の現在の総合計画等が失効することとなりますので、南足柄市の総合計画や都市マスタープランを踏まえ、これまでの伝統や文化を継承するとともに、地域の特性を生かしたまちづくりを推進するという南足柄地域についてのまちづくりの方針を示しております。また、南足柄地域における行政と地域間の連絡調整に係る懸念や課題を解消するため、先程ご協議いただいたとおり、住民と行政との連携強化を図るとともに地域の振興策を審議する地域審議会を設置することを示しております。

続いて、「第4章 新市における県事業の促進」では、神奈川県の政策の基本方向をまとめた「かながわグランドデザイン」を基に、新市のまちづくりにおける県に期待する役割や事業を示しております。

続いて、「第5章 新市における公共施設の配置の考え方」では、合併により、機能が重複するなど、余剰となる公共施設が生じる可能性もあることから、合併後の公共施設のあり方を考える上での基本とする方針を示しております。新市における公共施設の配置については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮することを第一義とし、新市における地域特性や配置のバランス、将来の財政負担等を考慮しながら、統合や整備を進めていくとしております。また、合併により、機能が重複するなど、余剰となることが見込まれる公共施設については、現時点でそれらを見極め、当該公共施設の考え方を整理することは難しいことから、本計画では、合併が是となって以降、合併までの準備期間に、両市が進める再配置の検討を一本化し、新市としての公共施設の再編に係る検討を開始することとしてございます。この章の資料として、お手元に資料2「小田原市・南足柄市公共施設一覧」を配付してございます。この資料は、2市の公共施設を大まかな分野で分類し、比較できるよう一覧にするとともに、他市との比較も併せて、考察を加えております。公共

施設の配置の考え方を検討する際の参考にしていただければと思います。

続いて「第6章 新市の財政推計」では、本計画の計画期間であります平成32年度から平成42年度までの11年間について、第1章で示した2市のそれぞれの財政推計で示した収支を合算し、合併による効果を見込むとどのように推移するかを示しております。

まず、左側のグラフでは、第1章で示した2市の財政推計から累積収支額と、それが行政改革の目標として掲げる行革効果額の累積額を引用し、2市の累積収支の合計がどのように推移するのかを示しており、2市が目標とする行革効果額を達成してもなお、平成42年度までに約70億円の累積の収支不足が見込まれております。右側のグラフでは、左側のグラフで示した行革目標額達成後の2市の累積収支の合計に、合併による効果額を見込むと、どのように推移するかを示しております。合併により見込まれる効果額については、普通交付税や特別交付税の特例措置によるものその他、人件費や事業費の削減効果などを算入しており、平成42年度までの累積で約160億円の効果が見込まれております。2市の合算の累積収支に行革効果額を重ねた場合には約70億円の収支不足が見込まれましたが、合併による効果により、平成42年度までの累積収支は約90億円の黒字を見込んでおります。

7章の中核市移行及び8章の広域連携の将来像については、それぞれの計画が本計画と同時に協議されることから、今後の協議の結果を受けて、以降の協議会に修正案として提示することを予定してございます。

以上、新市まちづくり計画（案）概要の説明を終わります。

なお、本計画の策定にあたりまして、市民の意向把握のために開催しました新市まちづくり市民懇話会の報告書を参考として添付しておりますので、後程、ご覧いただければと思います。

また、本計画については、次回の第8回会議において検討、協議していただくこととなります。今までの協議の中で、合併後の公共施設の統廃合等のあり方については検討が必要ではないかというご意見をいただいていることから、本計画の「第5章 新市における公共施設の配置の考え方」の検討、協議と併せて公共施設のあり方についてご意見を伺ってまいりたいと考えてございます。

以上をもちまして「協議第35号 新市まちづくり計画（案）について」の説明を終わります。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第35号 新市まちづくり計画（案）について」の説明がありましたが、会議の冒頭でも申し上げましたとおり、本件については本日は説明のみとさせていただき、次回、改めて時間をしっかりとってご協議をさせていただきますので、ご承知おきいただきたいと存じます。

続きまして、【中核市関係項目】の「協議第36号 中核市への移行について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「協議第36号 中核市への移行について」をご説明いたします。  
お手元の「協議第36号 中核市への移行について」をご覧ください。

協議第36号は、「中核市への移行について、次のとおりとすることについて協議を求める」としまして、調整方針としては、「1 両市の合併後、中核市へ移行することとする」、「2 移行の時期は、合併後3～5年後とする」としております。

調整理由としては、中核市へ移行し、基礎自治体としての機能強化を図ることで、地域課題を自律的に解決するための総合行政体となり得ること、市民サービスの向上へ寄与すること、財政面においてマイナスとならないこと等が見込まれるため、しております。また、移行の時期については、合併後可能な限り速やかな中核市への移行が適当ですが、移行までの準備期間を考慮し、職員の事務負担の平準化や合併によって生じる余剰人員の活用といったメリットが見込まれるため、しております。

1枚めくって、別紙の「中核市移行基本計画（案）」でございますが、内容につきましては、別添の資料「中核市移行基本計画（案）概要」でご説明させていただきます。

まず、「1 中核市移行基本計画の策定趣旨」で、両市での中核市への移行に際して期待されるメリット及び課題を精査し、移行作業を円滑に進められるよう策定する、しております。

次に、「2 中核市制度の概要」がありますが、中核市への移行に伴って神奈川県から移譲される事務は、計2,147事務であり、このうち1,335の事務が保健所の設置等に伴う保健衛生行政分野のものとなっております。

次に、「3 中核市への移行による具体的効果」でございますが、中核市への移行により、イラストの中央に記述しておりますとおり、「包括的なサービス提供等」、「事務の効率化」、「独自性を発揮した特色あるまちづくりの推進」、「地域保健衛生行政の充実・強化」な

などを挙げ、市民にとっての具体的な効果についてもイラストの周囲に主なものを記載しております。いずれも、市民に最も身近な行政である市が、県に代わって市民生活に関わる多くの事務を直接取り扱えるようになることで、市民にとっても様々な効果が期待されるとするものでございます。

続いて、裏面をご覧ください。

「4 中核市への移行に当たっての基本方針」でございますが、「権能強化による幅広い施策展開と、きめ細かく高度な行政サービスを実現する」など3点を挙げました上で、移行の時期については、合併後3～5年程度を目標とするとしております。

次に、「5 中核市への移行事務の実施方針」でございますが、「(1) 職員の確保・育成の実施方針」につきましては、まず、それの中核市事務を新たに実施するために必要となる人工を77人と見込んだ上で、移行前に2年間程度の実務研修が実施できるよう調整していくこととしております。「(2) 施設等の整備の実施方針」につきましては、市が新たに設置すべき保健所については、その機能面から見て、既存の小田原市保健センター内もしくは南足柄市保健医療福祉センター内に整備することを優先的に検討することとしているものでございます。

最後に、「6 中核市への移行による財政への影響」でございますが、「(1) 財政への影響」の表は、中核市に移行した場合の単年度の収支見込みについて、現状の財政収支と比較してどれだけの差額が見込まれるかを試算したものでございます。歳入においては、中核市への移行に伴う基準財政需要額の増、これは地方交付税の増額に作用するものでありますが、14億円余、その他、新たに多くの事務を担うことに伴います手数料収入や国県からの負担金収入等を積算しております。歳出においては、新たな事務を処理するための人件費の増分5億円余、直接的な事業処理経費の増分として5億円余といったものの他、中核市になることで国県負担金が減額されて市の負担となる分の3億円余を見込んでございます。この結果、歳入増の影響が15億7千万円余、歳出増の影響が14億2千万円余となり、これを差し引きすると、中核市移行に伴う財政への影響については、単年度のランニングコストとして1億4千万円余の黒字が出るという見込みが得られたものでございます。

なお、「(2) 初期投資経費等」に記述しておりますとおり、この財政収支見込みには保健所施設や設備整備に係る初期投資経費は算入しておらず、それらは今後、保健所整備計画等において算定して

いくこととしているものでございます。

以上をもちまして「協議第36号 中核市への移行について」の説明を終わります。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第36号 中核市への移行について」説明がありましたが、本件についても本日は説明のみとさせていただき、次回、改めてご協議をいただきますので、ご承知おきいただきたいと存じます。

次に、【広域連携関係項目】の「協議第37号 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「協議第37号 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について」をご説明いたします。

お手元の資料「協議第37号 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について」をご覧ください。

協議第37号は、「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について、別紙のとおり定めることについて協議を求める」ものであります。このことについては、協議会の第1回会議において、県西地域における互恵的かつ効率的な自治体間連携はどうあるべきか、という協議趣旨のもとに、広域連携制度の現状や他の圏域における状況を把握するとともに、県西地域において活用が可能と思われる広域連携制度を検討することを確認していただき、事務局において調査・検討を進めてきたものでございます。

1枚めくって、別紙の「中心市と周辺自治体との新たな広域連携について」という冊子がございますが、その概要を別添の4ページものの資料に抜粋、整理しておりますので、こちらでご説明させていただきます。

まず、「1 趣旨」のうち、「(1) 広域連携の重要性と有効性」の部分では、人口減少と少子高齢化に伴って、行政コストが増大する中で、行政サービスを安定的に提供するためには、基礎自治体間の連携がこれまで以上に必要であるとし、県西地域の2市8町では広域的な連携・協力に早くから取り組み、消防の広域化などで大きな成果を挙げてきた、としております。「(2) 中心市としての課題認識」の部分では、広域連携は地域の行政課題の解決方法として有効でありますが、県西地域は中心市と周辺の各町との規模の差が大きいため、水平的・相互補完的、双務的な広域連携が望みにくいとい

うことを挙げ、中心市自体が財政的に危機的な状況を迎えるつある中では今後、これまでどおりの広域連携の形は維持できなくなるおそれがある、としております。その上で、「(3) 新たな広域連携の展望」では、県西地域では、中心市を軸とする広域連携が今後、一層の重要度を増していくことは確かであるとして、それを実現するために、圏域の中心市たる両市が合併及び中核市への移行によって、財政基盤と権能の大幅な強化を図ることが有効な方策であり、そのことによって、新たな広域連携を展望することができるとしているものでございます。

「2 広域連携制度の概要」では、地方自治法に規定されている様々な制度について整理するとともに、こうした法に基づくもの以外にも、任意で協議会を設置するなどの連携が様々に行われてきていたという状況をまとめしております。

「3 新たな広域連携の制度等」の部分では、「2」で挙げた法制度に基づくもの、またそれ以外の連携のあり方に加えて、特に着目すべき新しい制度の動向として、「連携協約を活用した連携中枢都市圏」や、「水平的・相互補完的、双務的な役割分担」といった動きを整理しております。

次に、「4 小田原市・南足柄市における広域連携の現状」の部分では、これまで2市を中心に取り組んできた県西地域の様々な広域連携を整理したうえで、その課題についても触れております。県西地域において広域連携は、課題解決の手段として一定の効果を挙げているものの、県内の他の地域と異なり人口規模の小さい町が多数集まっているという地域の特性上、中心市側にとってスケールメリットが出にくい状況となっており、また、連携事業の約75%の取組において、両市が事務局を担うなど事実上の中心市の役割を負っていることを挙げております。

以上のこと踏まえ、「5 県西地域における広域連携の展望」の部分では、(1)として、「広域連携に対する基本的な姿勢」を示しております。

まず、広域連携の重要性は今後、ますます高まるということを挙げております。そのため、両市が合併及び中核市への移行を経て、広域連携を牽引する体力と中心的な役割を担うに相応しい権能を持つ中心市となった際には、合併及び中核市への移行による効果を生かして、各町との広域連携を一層強化していくことが、中心市としての基本的な姿勢である、としております。併せて、中心市は連携を牽引する役割を果たしつつも、市民にとってのメリットを重視し、

各町との連携を互恵的なものとするということも挙げております。

こうした基本的な姿勢に基づいて、以下、両市が合併及び中核市へ移行した際の広域連携の展望を記述してございます。

「(2) 合併により行財政基盤が強化された中心市としての広域連携」の部分では、「ア 合併による影響」として、合併によって中心市において安定的な行政サービス提供体制の構築について一定の目処が立つことにより、これまで県西地域内の各町との間で実施してきた広域連携を継続的・安定的に実施することが可能になるだろうということ、また、各町の住民生活上、必須でありながら、維持が困難となると見込まれる行政サービスを維持したり、中心市を含めた広域的な対処を必要とする課題に新たに取り組んだりすることが可能になるとしております。一方、広域連携の効果が中心市の側に現れにくいことには留意が必要で、中心市と各町の双方に行財政のプラス効果をもたらす連携となるよう検討が必要である、としております。「イ 今後、連携が想定される取組」の部分では、どういう事務分野でどういう取組が考えられるかを展望しておりますので、こちらは参考にお目通しいただきたいと存じます。

次に、「(3) 中核市移行により権能が強化された中心市としての広域連携」については、まず「ア 中核市移行による影響」として、先程、協議第36号でも触れましたように、保健衛生分野を中心に戸籍権能が飛躍的に強化され、中心市における行政サービスの高度化、また既存事務との一体化が図られるということ、また、権能の大きい中核市が存在することで、町にとっても、連携によって事務の効率化やサービス水準の向上を図ることが可能になるとともに、中心市の側にもスケールメリットや事務処理能力の向上といった効果が期待できるとしております。こちらも、「イ 今後、連携が想定される取組」として、考えられる取組の方向を挙げておりますので、ご参考にお目通しいただきたいと存じます。

最後の「(4) 連携に向けた各町等との調整」につきましては、「ア 調整に当たっての中心市としての考え方」として、3点を挙げておりますが、1点目に、中心市の行財政基盤の強化に資する事務を連携の対象にしていくということ、2点目に、必ずしも地域全体を一つの枠組みとした連携にこだわることなく、それぞれが必要とする連携に個別具体に取り組むということ、3点目に、県西地域の広域連携を維持・推進していくためには、県の支援を要請することが必要であるといったこと、あります。

「イ 今後の周辺自治体との調整」としては、ここにまとめた中

心市としての展望をベースとして、合併前までの時点で、県西地域において連携が効果的と思われる分野を整理し、地域の状況を踏まえた、中心市の視点による取組の方向性を取りまとめ、各町との間で意見交換を行っていくということ、また、合併後には、神奈川県西部広域行政協議会の特定課題検討部会の場などを活用して、具体的な事業を抽出した上で、中心市において各町の意向を踏まえた、中心市として推進すべき具体的な広域連携事業及び推進体制をまとめて提示する、といった進め方が考えられるとしているものでございます。

以上をもちまして「協議第37号 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について」の説明を終わります。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第37号 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について」の説明でございましたが、本件についても本日は説明のみとさせていただき、次回、改めてご協議をいただきますので、ご承知おきいただきたいと思います。

今の35号から37号につきましては、ご案内のとおり、大変重要な部分でございまして、今日は協議がおしており時間の都合で雑駁な説明のみとなりましたけれども、次回第8回の会議の中では説明の時間も含めて工夫させていただきながら、何より中身についてのご議論をしっかりといただくような形で準備したいと思いますので、今日ご説明できませんでした、概要版でないところの資料もぜひお目通しいただきまして、細部についてご承知をいただいた上で、第8回の会議に臨んでいただければ幸いでございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、「4. その他」に移らせていただきます。

「(1) 第8回会議の予定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「(1) 協議会第8回会議の予定について」をご説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。

協議会の第8回会議は、7月11日、火曜日、午後2時から小田原市役所大会議室にて開催を予定しております。

会議の内容のうち、「3. 議事」については、協議事項6件を予定しております。

「(1) 協議事項」のうち、総括的事項の「市民周知用パンフレット(案)について」は、会議での協議が終了した後、両市民に対し、

協議結果等を周知するために作成しますパンフレット（案）についてお諮りするものであります。

合併関係項目の「慣行の取扱いについて」は、市章の取扱いについて定めるものであります。

1つ飛ばして、「町名・字名の取扱いについて」は、先程ご質問もありましたが、合併時の町名・字名の取扱いについて定めるものでございます。

戻って、「新市まちづくり計画（案）について」と中核市関係項目及び広域連携関係項目については、本日ご説明いたしました各案について、ご協議いただくものでございます。この3件については、本日の資料をお持ちくださるようお願い申し上げます。

この他、「(2) その他」に、「公共施設統廃合の考え方について」でございますが、このことにつきましては、協議事項のうちの「新市まちづくり計画（案）について」の協議の中で取り扱うことを見定しております。

以上をもちまして「(1) 協議会第8回会議の予定について」の説明を終わります。

加藤会長

事務局より、資料1に基づきまして「第8回会議の予定について」の説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特にご質疑等ないようでございますので、第8回会議につきましては、皆様ご予定をお願いいたしますとともに、先程申し上げました、日本本来、協議に入るべき部分につきまして、次回しっかり時間をとて皆さんと協議したいと思いますので、ご準備いただけますよう、お願い申し上げます。

以上で、本日の会議日程は全て終了となります、何か委員の皆様からご発言がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。事務局の方で何かありますか。

早川副事務局長

特にございません。

加藤会長

それでは、進行を事務局に戻します。

林事務局長

大変長時間に亘るご協議、大変お疲れ様でございました。それでは閉会に当たりまして、副会長でございます加藤南足柄市長からご挨拶をいただきたいと存じます。加藤副会長よろしくお願ひいたし

ます。

加藤副会長

本当に長時間に亘りまして、大変ご苦労様でございました。ありがとうございました。

合併関係事項につきましては、この想定条件の中での調整方針の基に一定の整備が進んできたと、そのように思っております。また、今日は大杉先生には大変にご多用の中を長時間に亘ってご出席をいただきまして、また貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。今後は、残された、いわゆる大都市制度の活用関係、中核市に関わる事項がございます。また、広域連携関係についての項目についてもこれから協議をすることとなります。そして、客観的に総体的なまとめをしていくこととなります。任意協議会の目的に向けて、なお一層のお力添えを賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げまして、お礼のご挨拶といたします。

本日は、大変ありがとうございました。

林事務局長

加藤副会長、ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第7回会議を閉会させていただきます。

円滑な議事進行へ御協力を賜りありがとうございました。

